

令和2年3月4日 総務文教委員会 議事録

9時59分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 西村 一啓

副委員長 山崎 年一

委員 小中 真樹雄、小田上 尚典、網谷 芳孝、児玉 朋也、寺岡 公章、
山本 孝三

議長 細川 雅子

○欠席委員 なし

○西村委員長 それでは、定足数に達していますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長に御挨拶をいただきたいと思います。

市長。

○入山市長 総務文教委員会開催、ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○西村委員長 それでは、議事に入る前に総務文教委員の皆さんと執行部の皆さんにお願いを申し上げます。

委員会での質疑につきましては、会議規則第56条の規定では3回までとなっております。御協力をお願い申し上げますとともに、再質問の必要がないよう、簡明なる御答弁をあわせてお願い申し上げます。

答弁をされる場合は、委員長が職名を指名いたします。職名の指名がなかった場合は、課名と職名を名乗ってから御答弁をいただきたいと思います。

委員の皆さんには、発言される際にはマイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言をしていただきたいと思います。

なお、本日、執行部より、日程第1から日程第10までの議案に対しての補足説明がない旨、御連絡を事前に受けておりますので、補足説明はいたしません。

なお、本日の日程に従って進めさせていただきますが、きょうは御承知のとおり、あす、議会改革特別委員会が開かれます。その資料として、きょうの総務文教委員会の一部をビデオ撮影させていただきます。執行部のほうにはカメラ向いていませんが、こちら委員側に向いていますので、委員の皆さんの御了解をお願いしたいと思います。

なお、このビデオは公開はいたしません。あすの資料として使うのみですので、御了解いただきたいと思います。

それでは、日程第1、議案第13号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題といたします。

委員の皆さんから質疑を求めます。質疑はありませんか。

小田上委員。

○小田上委員 おはようございます。よろしくお願いします。

これ、市長とか職員に対しての損害賠償の請求の限度額を、これ以上は払わなくていいという額を定める条例だと思うんですけど、まず、この重過失、軽過失とか、こういうところの判断はどこが行うんですか。

あとは、住民監査請求を経て流れていって、損害賠償請求が出ましたという場合に、議会のほうで権利放棄の議決というのができると思うんですけど、この件に関して同じ扱いになるのかどうか。

あとは、国家賠償法で基本的には公務員が公務中に行ったものの損害というのは個人で賠償しないということになっていると思うんですけど、ここに職員というものだったり、消防長入っていたりするんですけど、そのあたり、どういうふうな取り扱いになるのか教えてください。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 重過失か軽過失かという判断でございますけれども、監査請求がされた場合に、まず、その時点で支払う必要があると判断された場合は、そこで重過失なのか軽過失なのかというのを監査委員の意見を聞いて、市長が判断をいたします。

その判断について、不服がある場合、住民監査請求というのがされると思うんですが、それについては、再度、監査委員の意見を聞いて市長が判断をするということになります。

さらに、不服がある場合は、裁判所に訴え出るという形になって、裁判所に訴え出た場合は、判決の中でそういった重過失、軽過失ということが判断されることになろうかと思っております。

それから、権利放棄の議決でございますけれども、例えば条例がある場合とない場合といろいろあると思うんですけども、これまでどおりのそういう権利というのは、議会の権限として持たれております。ただし、この参酌基準の範囲を超えてやろうとすると、その理由をしっかりと提示をしていかないといけないということになろうかと思っております。さらに、その際には監査委員の意見を聴取してということになろうかと思っております。

条例ができていた場合は、例えば判決を経て軽過失だと判断をされた場合は、当然に免責がされるという形になるんですが、それを超えてさらに免除をしようとする権利の放棄をしようというときには、その理由を示して、議会のほうで議決をいただくような形になろうかと思っております。

個人への請求の形なんですけれども、判決が出た場合は、市長が個人に対して請求をするという形になります。その責任の限度において、その額を請求がされるということになろうかと考えております。

以上でございます。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

児玉委員。

○児玉委員 今、ここに農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員も含まれておるんですが、これは報酬額の2倍ということになるんでしょうか。

それと、消防長は入っておるんですが、上下水道局長が入っていない。これを教えてい

ただければ。

○西村委員長 総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 おっしゃるとおりですね、報酬の年額というのが最低額ということになろうかと思います。それ掛ける国の参酌基準という乗数ですね、それを掛けていくということになろうかと思います。

上下水道局長は、職員のほうに含まれると考えております。消防長は、恐らくやはり権限が大きいので、それだけ責任も大きいと考えております。

以上です。

○西村委員長 児玉委員。

○児玉委員 ありがとうございます。

賠償責任保険というのがありますよね。そういうのは、やっぱり市としては、もしものために推奨して、皆さん掛けとるとかいうのはないんですか。

○西村委員長 総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 現在、職員がそれぞれみずからの職務の中で判断をして、個人が加入しているというところがございます。私も加入しております。

以上です。

○西村委員長 児玉委員。

○児玉委員 もちろん市長も。

○西村委員長 市長。

○入山市長 市長の金額は大変高額でありますので、不可能です。掛けておりません。

○西村委員長 児玉委員。

○児玉委員 ありがとうございます。いいです。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

副委員長。

○山崎委員 失礼します。

今、消防長の話がありました。部長等の部分での規定が入っていないような気がするんですけども、部長決裁とかあるんだろうと思うんですが、そういった場合の役職を入れたり出したり、それは自治体、その単位自治体で決められるものかどうかについて。

例えば、ここからここまでは規定として入れなければいけないよとか、あるいは、課長からは入れなくてもいいよとか、そういった部分がもちろん職員にもあるんだろうと思うんですが、そこを規定として、第2項の中に、部長が入っていないくて、消防長だけ入っていますので、そこについて説明をお願いします。

○西村委員長 総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 おっしゃるとおりですね、個別にもし規定をしようと思えば、技術的には可能なんだと思うんですが、それについて、その根拠を示して、こうだからというのがなかなか現実的には難しいと。

今の消防長というところ、こちらは国の参酌基準の中で、こちらの枠の中に入っております。そこをやっぱり私も考えたときに、いろいろと施設を使ってもいいよとかいう権

限がある、使っちゃいけないというものもある、与える影響もかなり大きいというところもあろうかと思えます。また、火事とか、そういう責任がかなり問われる現場にも直結するような職でございますので、そういったところが考慮されているのかなと思っておりません。

私ども、いろいろと考えたんですけれども、参酌基準を超えて、私どものほうであえて違う規定をするというのが、なかなか難しいかなと考えております。

以上です。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第14号大竹市まちづくり基本構想等策定条例の制定についてを議題といたします。

それでは、本件に対する質疑を求めます。

小中委員。

○小中委員 大竹市まちづくり基本構想策定審議会の委員が20人以内とありまして、1が学識経験者、2が市内で活動する団体を代表する者、3がその他市長が必要と認めた者とあるんですが、この3のその他市長が必要と認めた者というのは、どういう人が想定されるんでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○西村委員長 三上企画財政課長。

○三上企画財政課長 現時点では、具体的にどういった方という考えはございません。

○西村委員長 小中委員、よろしいですか。

○小中委員 はい。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

小田上委員。

○小田上委員 先ほど、どんな委員を想定しているのかという、質疑で今のところ具体的な想定はないよというところだったんですけど、選定方法はどういうふうになるのかというところが1点。あとは第4条のところ、30年後をめどにということだと思っておりますけど、この大竹市まちづくり基本構想ですね、30年間見据えて、スローガンみたいなものも

できると思うんですけど、変更するタイミングというのが、どういうふうになったら変更しますというふうにするのか。また、そのときには議会の議決を経るってなるんですけど、この見直しのタイミングは、誰が判断して、議会に上程されるのかというところですね。

あとは第6条で変更したとき、策定したときもですけど、公表するとあるんですけど、どういう公表の仕方を考えられているのかというところ。

あと、大竹市まちづくり基本構想が一番上にあって、大竹市都市計画マスタープランが来てということになると思うんですけど、基本構想の中でのまち・ひと・しごと創生総合戦略が必要になってくるんだらうと思うんですけど、ここの現状というのが、以前説明いただいたかもしれないんですけど、もう一度教えてください。

○西村委員長 三上課長。

○三上企画財政課長 審議会の委員の選定方法ですが、今年度、市民の方の意見を聞くということで、いろんな団体に声をかけさせていただいております。基本的には、声をかけさせていただいた団体に、またお声がけをしようかなという考えでおります。

それと、見直しをするときの判断ですが、最終的には市長の判断になるかとは思いますが、どういう状況になったらということですが、大竹市まちづくり基本構想に書いてあるものが時代にそぐわなくなったということでの判断になるかと思えます。何年後ということではございません。

あと、公表の方法ですが、市広報とホームページというのは外せないかなと思っております。

あと、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてですが、1年ずれが生じておりましたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略のほうを1年延期をして、総合計画に合わせてということにして、周期を合わせております。この大竹市まちづくり基本構想、その下の基本計画と合わせてつukれないかなというところで、今、検討しているところでございます。

以上です。

○西村委員長 よろしいです。

他に質疑はございませんか。

網谷委員。

○網谷委員 おはようございます。

1点だけ。附則の第2項に大竹市附属機関設置に関する条例を定める附属機関に大竹市まちづくり基本構想策定審議会を加えるということですかね。これは、1年間だけ加えるだけですか。これからずっと附属機関に加えるということなんですか。どうなんでしょう。そこだけお願いします。

○西村委員長 山田企画係長。

○山田企画財政課主幹兼企画係長 この大竹市まちづくり基本構想策定審議会は、基本構想の答申をするまでということになりますので、策定の中で諮問をお願いし、答申をいただいた時点で一旦閉じるということになるかと思えます。

○西村委員長 網谷委員。

○網谷委員 私は、個人的にまちづくり基本構想、これほどこの市町でもそうだと思うんで

すが、まちづくりが永遠のテーマだと思うんですがね、できれば、ずっと附属機関へ加えてもらって、時々提言をいただくとかいうのもいいんじゃないかということで、気になったもので。その辺の考えもありましたら、よろしくをお願いします。

○西村委員長 三上課長。

○三上企画財政課長 条例上の規定で言えば、そのまま残ります。ただ、審議会としては、任期が答申までということで、一旦終わりということで、条例上、規定自体は残ります。以上です。

○西村委員長 網谷委員。

○網谷委員 今、残ると言われたので、それはいいことなんだと、規定は変わらんということでよろしいんですかね。規定といたしますか、まちづくりに関する審議会の方が、それに対してのテーマを審議するということの、その意味合いは変わらんということですよ。そこだけ。

○西村委員長 山田係長。

○山田企画財政課主幹兼企画係長 済みません。説明が悪かったかと思うんですが、審議会自体は残りますが、委員には任期がございますので、それは一旦答申のところで任期は切れるということになります。

網谷委員おっしゃられましたまちづくりをずっと検討していく仕組みという部分については、一旦委員の任期は切れますので、審議会は残っていても今のままだとそういう場というのは、なかなか答申の以後は設けるようになっていないので、どう運営していくかというのは、これからまた考えていきたいと思っております。

○西村委員長 よろしいですね。

○網谷委員 はい。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

児玉委員。

○児玉委員 学識経験者、市内で活動する団体を代表する者、その他市長が必要と認めた者というのは、先ほど小中委員が言われたんですけど、審議会のメンバーの年齢層がすごく高くなるのではないかと思うんですけど、そこで市民の皆さんに幅広い世代の人に入りたいので、そういう考え方をお持ちなら。

それと、わかれば現在、大体平均で年齢はどれぐらいですか。

○西村委員長 山田企画係長。

○山田企画財政課主幹兼企画係長 審議会の委員自体は、これからお願いをして人選をしていくということになりますので、まだ、どういった方というのは全く決まっておられません。御懸念されているように、いろんな団体をお願いする中で、少し御高齢の方が多くなりがちではないかというのは懸念をしております。

1つにはPTA等、そういったところへお願いをして、若い方に入ってもらいたいという方法があるかと思えます。それから、ワークショップ等で参加をお願いした中にも若い方で来られた方もいらっしゃいますので、そういったところにもお声がけをしていきたいと思っております。

○西村委員長 児玉委員。

○児玉委員 やっぱり、私たち、年をとると、隅から隅まで見えなくなりますので、若い人の意見をよく聞いて、大竹市をよくしていただくように頑張っていたきたいと思いますので、お願いしますね。

○西村委員長 よろしいですね。

○児玉委員 はい。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第3、議案第15号大竹市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

それでは、本件に対する質疑を求めます。

小中委員。

○小中委員 この条例の第3条に基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。とあるんですが、このその他确实有利な方法というのは、その事項にある必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に代えることができる。とあるんですが、具体的には、この有利な有価証券と解釈してよろしいのでしょうか。そのほかに想定しているものがあるのでしょうか。お答えをお願いします。

○西村委員長 産業振興課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 まずは、この基金の関係なんですけど、第3条の第1項の関係なんですけど、基本的には預金等でまずは管理をしていく、これが基本という形で考えております。

必要に応じ确实かつ有利な有価証券にかえることができるということで、これは、もしそういうものが出てくれば、そういうことも考えますけど、基本的には預金のほうで管理等をしていくということで、第2項はできる規定なので、もし、該当するものがあればということで考えております。

以上です。

○西村委員長 よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

児玉委員。

○児玉委員 令和2年度予算書を見させてもらうと、122ページですか。森林環境税関連森林整備事業が396万9,000円と思うんです。調査委託料が396万8,000円で、積立金が1,000円なんですよね。これ、1,000円でこういう基金条例の制定をここまでしなくちゃいけないのかというのが質問です。

○西村委員長 小田課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 こちらの森林環境譲与税の関係ですが、基本的に用途が限定されております。

例えば、予算を100組んで、仮に予算を事業執行していく上で、99という形で執行して、1ほど残った場合、これについては、一般財源化するということできません。税で言いますと、近いものと言えば都市計画税という形で用途が限定されておりますので、それがもしその事業を令和2年度、事業執行していく中で、全額執行ができなかった場合、その場合について、それをこの基金のほうにいわゆる積み立てをしまして、また、その毎年いろんな事業を掘り返して行く中で、未執行部分等を積み立てていって、一定の額になったときに、今年度は新しい事業をするときに、この基金の積み立てを使ってと、あとは毎年の森林環境譲与税、これを合わせて事業執行するというのも考えられますので、要は、1でも残ってしまうと、一般財源として使えないということで、あえて一応はこの基金条例をつくらせていただいております。

この1,000円というのは、一応、その事業執行が全額、いろんな委託等をする中で、執行が全てできるかどうかということもありますので、一応は予算上では1,000円を計上させていただいておるとい状況でございます。

以上です。

○児玉委員 ありがとうございます。

施策の要する経費、必要とする経費の財源に充てると書いてあったので、1,000円じゃとても施策もできんのかなと思うて、言わせてもろうたんですけど。

それと、平成31年度予算書の122ページ、森林環境税関連森林整備事業が216万9,000円計上されていて、令和2年度当初予算では、396万9,000円と増額されていますよね。これは、我々が令和元年6月17日付で内閣総理大臣とか、内閣官房長官とか、総務大臣などに宛てた森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めることという意見書を提出しましたよね。それがやっぱり効いておるんでしょうかね。それは関係ないですか。

○西村委員長 はい、どうぞ。

○前田産業振興課主幹兼農林水産振興係長 産業振興課農林水産係長の前田です。

今、委員がおっしゃられたとおり、国のほうで譲与税のほうを前倒しされて増額されたという形になっております。

○西村委員長 よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 第1条に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項に規定する施策に要する経費の財源に充てるためとされておるんですが、そのことが議案集10ページの森林環境譲与税の使途として、森林の整備に関する施策となっておるよね。市が今考えておられる森林の整備という場合、具体的にどういう場所とか、あるいは面積とか、あるいは地域の状況に応じて適当だというふうなことで、森林の育成整備を予定されておるところはあるんですか。

そのことが1つと、それからもう一つは、第7条にこの条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は市長が別に定める。となっておるんですが、その運用に関し、市長が別に定めるということは、今、審議している委員会には出とらんやね。何で、そういうことが第7条でうたわれておるのに、基金の管理及び運用に関し必要な事項があるとすれば、それはこういう管理の仕方、運用の仕方やるんだということを含めて、委員会に提示すべきじゃないですか。

それから、この条例は公布の日から施行すると、こうなっておるんじやが、公布の日いうのはいつなんですか。そういうことも、全然条例案に説明がない。

これは、どこの担当ですか。

その辺をひとつ聞かせてください。

○西村委員長 前田係長。

○前田産業振興課主幹兼農林水産振興係長 1点目の具体的な森林整備に関する施策とは何かという御質問だろうと思います。

こちらは、新たな森林経営管理制度という形で、大竹市においては、この財源を使って人工林を整備をしていきます。こちらは所有者のほうで、人工林を本人が整備を行うということであれば、この部分は使えませんが、本人が人工林を放棄、施業できない、山を管理できない、ということになった場合、公的管理というふうに移っていきます。その部分について、この税金にいただいたものを充てていくという形になります。

具体的なところなんですけれども、今年度から、もう調査を始めていますが、主に防災の観点からという部分で、人工林が大竹市では山間部、当然、森林ですので山間部になりますけれども、栗谷地域と谷和地域の方面から始めてまいります。こちらの調査をして、どのくらい森林の維持ができるかということをやって、それに手を加える必要があるかというのを判断して、所有者に施業の意思があるかという確認をして、それ以降、同意が得られた場合、施業していくという形になります。

以上です。

○西村委員長 総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 公布についてでございますけれども、議決がありましたら、議会のほうから市長のほうに3日以内に通知をすることとなっております。その通知を受けて、速やかに交付をすることでございますので、通知を受けてからすぐ公布するという形になります。

以上です。

○西村委員長 3つ、もう答えた。

小田課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 第7条の関係の御質問でございます。

基金の管理及び運用に関して必要な事項は市長が別に定めるといってございまして、今の時点で、これというものは、想定は今はないんですが、通常、こういう基金の条例につきましては、いろんなこれから基金を管理していく上で、このような条項というのを大抵入れさせていただいておりますので、必要に応じて、これを定めていければと考えております。

以上です。

○西村委員長 よろしいですか。

山本委員。

○山本委員 それで、今、執行部のほうで対象となる地域は谷和地域や栗谷地域だとおっしゃいましたね。担当部署によれば、そういう地域を対象に考えておるということで、一方では、そこまで先の財源はないんだと、こうおっしゃるんですが、どうも私はその辺が合点がいかにところがある。

それで、この運用についても、あわせて委員会に具体性のあるものを示すのが、審議をする側からすれば、大事だと思うんですが、それは今のところ出せん。さらさら出す気がない。この条例が決まれば、いつの間にかそういうものでき上がって、議員のほうは意識的にどうなるとるかいうことを問い合わせするなり、何なりしなければ知ることができんと、こうなるの。そういうこと自体が、私は何か議会軽視のように思えますがね。

それから、公布の日からという、この公布というのは、これがもし委員会で可決されて、議会で議決されたら、議決の日が公布の日になるんですか。どうなるの。

それで、今、対象となる地域は栗谷地域あるいは谷和地域だと、こうおっしゃるんですが、一方では、山を伐採して森林を破壊しよる。一方ではこういうことで、新たな負担と、またもう一方では森林保全、森林育成のための施策をやるいうのと、相入れない矛盾したことを何でやるんだらうかいうのは、気持ちが非常に強いんですがね。これはまた、森林、山肌はげとるような事業については、改めて議論の場がありますから、さっきいったことについて回答をお願いします。

○西村委員長 中村総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 公布の日でございますけれども、議決を受けた日に、例えばその日に市のほうにその議決を受けた旨の通知がありましたら、その時間帯にもよるんですが、速やかに出す。基本的には、その日に公布できると考えております。

それが2日後に通知をされたら、2日後に公布と考えております。例えばの話で、3日以内に議会のほうから通知があるということになっておりますので、通知があった日から速やかに公布の手続をするということになります。

○西村委員長 よろしいですか。

前田係長。

○前田産業振興課主幹兼農林水産振興係長 具体的な進め方について、説明が足らず、申しわけございません。

地域を、先ほど栗谷地域、谷和地域と申し上げましたが、対象は大竹市全体の山林でございます。ただ、市内には、このお金を使えるのが公有林は対象外ということになっております。

大竹市の中で、森林整備計画の中で、山地災害防止機能、土壌保全機能を有する民有林が栗谷地域、谷和地域のほうに集中しているため、そちらのほうから始めさせていただくということで進めてまいります。

以上です。

○西村委員長 中村総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 第7条の委任規定のこととございますけれども、一般的な話といたしまして、こういった場合、事務手続的なことを規則のほうで規定をする場合が多いです。例えば、こういう様式を使ってくださいとか、いつまでにこの申請をしてもらおうとか、そういった事務的な部分についてです。主要な部分はこちらの条例のほうに規定がございますので、それ以外の事務的な手続を市長のほうで規定をさせていただくのが一般的でございます。

以上でございます。

○西村委員長 よろしいです。

他に質疑はございませんか。

山崎副委員長。

○山崎委員 失礼します。

先ほどの委員さんと重複するところがあるかと思うのですが、若干角度が違うと思いますので、よろしく御答弁のほどお願いします。

先ほど、児玉委員から紹介がありました約396万円の新年度予算とかいうようなお話がありました。それで、この第2条で、基金として積み立てる額は、当該年度に市が譲与された森林環境譲与税の範囲内の額とする。とあります。この森林環境譲与税の範囲というのが、どの程度を想定していらっしゃるのか。

たしか、この森林環境譲与税そのものは、1人当たり年額1,000円でしたかね。というような形だと思うんですが、それで非課税はどうなるのか。この部分が1人ずつに、均等割りでいくと、どの辺までが適用されるのか、成人だけなのか。

それから、森林環境譲与税で上がってきたものを市町村でおろしていくわけですが、例えば8対2とか、7対2対1とかいうふうな国の基準があるんだろうと思うんですね。そういうところの比率をお願いいたします。

それから、先ほどの基金の問題であります。私が心配するのは、せっかくおりにきた譲与税でありますから、直ちに山林の荒廃に対して整備に着手してほしい。基金に積んでおくような余裕はないんじゃないかと。今の山林の状況を見ますと、もう大変荒廃して、直ちに手を入れにやいけんような山がいっぱいあると。そういう中で、基金をつくるよりは、むしろその年度に入ってくれば、すぐに事業に入れるよう形で事業実施をしていただ

きたいという思いがあります。

現在の山林の荒廃状況をどのように認識していらっしゃるのかということをお伺いします。

それから、先ほどの公的管理という問題がありました。これは、民有林をこの環境森林譲与税で整備をすると、いわゆる補助金として整備をするということで、民間の個人の山を公的資金を補助しながら、助成しながら整備していくという解釈でいいのかどうか。そこをよろしくお伺いします。

それから、森林環境税ですが、今、ひろしまの森づくり県民税というのが年額500円だったと思うんですね。これが賦課されておるということの中で、以前も、私、これ問題取り上げたんでありますが、ひろしまの森づくり県民税と国の森林環境税を合わせると1,500円。同じような税金がかかってくるということについては、二重課税としての批判があるわけですね。こういったことについて、将来的には、ひろしまの森づくり県民税はなくなるという見通しなのか、そうじゃなくて、このまま現状で両方とも課税していくんだという考え方なのか、そこをお伺いします。

そんなところで、ひとつよろしく。たくさん聞きました。済みません、お願いします。

○西村委員長 はい、どうぞ。

○池田市民税務課長 市民税務課長の池田です。

森林環境税につきましては、委員御承知のとおり、令和6年度から課税となっております。この課税につきましては、まだ、細かいところは決まっておられませんけども、年額1,000円で、市町村が個人住民税とあわせて賦課徴収するということが決まっております。

それと、先ほどの質問で、ひろしまの森づくり県民税について、承知していないんですが、現在、平成26年度から、いわゆる復興財源確保法によって、市町村民税及び道府県民税の標準税率を各500円加算ということで、いわゆる東北の復興の関係で500円を加算して徴収しております。恐らく、先ほど非課税という話が出ましたけども、現在、この課税につきましては、個人住民税の均等割が賦課される方に対してかかるということだろうと思います。

先ほど言いました復興財源確保法による平成26年度から10年度かかると言いましたが、これが令和5年度までということで、その10年間の加算の措置期間が終了して、今度、この森林環境税の賦課となろうかと思えます。

以上です。

○西村委員長 よろしいですか。

小田課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 まず、基金として積み立てる額は、森林環境譲与税の範囲内の額としますよという、こちらに関する質問について、お答えさせていただければと思います。

先ほどお話ししましたように、この森林環境譲与税、こちらにつきましては、用途が限定されておりますという状況でございます。市として、環境譲与税をいただきながら事業実施のほうは、当然していく予定にしております。基本的には、譲与税が歳入で入ってきまして事業執行する中で、どうしても年度内で、例えば執行残が、ぴったり金額が合うと

ということがなかなか想定しにくい状況にありますので、幾らか執行残として残ってくるだろうというので、事業としては毎年いろいろ計画的に詰めていきたいと思っておりますけど、そのいただいた譲与税の中で幾らかを基金に積み立てていくということで、一応、言葉としては、環境譲与税の範囲内とするということで、まずはこちらの第2条のほうにうたわさせていただきます。

それと、大竹市内における森林の状況ということでお話をいただいたかと思えます。

山をいろいろ見ていく中で、例えば十分に施業管理がされているという山も地域も幾らかは見受けられますが、そうでないところもあります。今回、ひろしまの森づくりの県民税のほうで実施できるものについては、そちらを有効的に活用しながら事業実施をこれまでどおりしていきたいと思っておりますが、この環境譲与税で対応できる部分につきましては、こちらのほう、対象となる山の状況を随時調査をしながら、それから、その状況に応じて、また対応のほうをしていきたいと思っております。

例えば人工林でいえば、現在の人工林の所有者の方が、みずから引き続いて人工林の林業経営をしていきたいという方であれば、それを引き続いてお願いしたいと思えますし、自分はもうできないということであれば、それを今度は違う方で、そういう森林があるのであれば、私がやってもいいですよという方がもし出てくれば、そういう方への森林経営のほうをお願いするような取り組みのほうも考えていきたい。場合によれば、いわゆる大竹市の山は、結構急峻といいますか、そうした形状の山が多いので、現在の所有者の方も施業管理ができない。新たな方も出てこない。だけど、それが施業管理が引き続いてできない状況が続きますと、どうなるかといえば、山はもう荒れ放題になってくる。そうなりますと、先ほどお話ししましたように、一応は市のほうはこの税を使って人工林をまず取り組んでいきたいとお話をさせていただいておりますが、人工林というのは一般の山と比べて根の張り方、あるいは森林のいわゆる上に伸びていくということで、どちらかといえば樹木としては災害が起こりやすいような木でございます。

要は本人もできない、かわりの方も何もできないという形になりますと、そこは今度は最終的には、この譲与税を使いながら、市のほうとして公的な管理ということも考える必要が出てくるのかなと思っております。

以上です。

○西村委員長 よろしいですか。

前田係長。

○前田産業振興課主幹兼農林水産振興係長 公的管理につきましては、助成という形ではなくて、市が森林の管理を行う権利を得て行っていきます。市が直接管理運営ができませんので、森林組合などに委託して施業をしていただくという形になります。

ただ、針葉樹、売れる森林をつくるのではなくて、山が、先ほど課長も申しましたように、防災上の観点もありますので、針葉樹と広葉樹が混在した山が強くなるような管理をしていくという形になります。

もう一つ、ひろしまの森づくり県民税が今後どうなるのかということになりますが、現状では、まだひろしまの森づくり県民税がどうなるという情報は得ておりません。

以上です。

○西村委員長 副委員長。

○山崎委員 今、気になったのが、土地の権利を得てということをおは伺ったんですが、そうすると自治体として、山林を買って、その上で管理をするというようなことになるんじゃないような気がするんですが、その権利を得てという部分について、もう一回説明してください。

それから、自治体がこの資金を使って山林の荒廃を整備していくということについては、水源の森づくりとか、そういった土砂災害の防止とかいった意味においては非常に重要な仕事だと思うんですね。

森林環境税が2024年に先送りされたということは、この復興財源確保法があって、その期間が終わると同時にこの森林環境税をやりたいという政府の思惑があって、税負担を一度に賦課させるわけにはいかんという部分があるんだらうということが報道等ではされております。そういった意味においては、ちょうど消費税の増税が去年ありましたから、そういった部分では、税金がふえていくということについては、非常に国民としては理解しがたいという意味で、こういう施行になるんだらうと思うんですね。

大竹市は大半が山林ということでもありますから、非常に莫大な費用がこれからかかっていくんだらうと思います。人工林だけでも相当あると思いますので、それを整備していただくだけでも大変な費用ということになるんですが、先ほどの心配なのは、自治体が山林の権利を取得してというようなことには、昔、分収造林制度があって、大変な赤字をつくり出して、県が大きな損失を出したということもありました。そういったことについて、まさかそういう方向じゃないんだらうと思うんですが、もう一度、そのところだけ詳しく説明してください。

私が思うのには、民間が造林して植林されておる山林を補助金を出して整備をしていくということではないかなと単純に思うとったんですが、そのところを権利を取得してというふうになると、山林を買ってということになるというような気がするので、そのところをよろしくお願いします。

○西村委員長 前田係長。

○前田産業振興課主幹兼農林水産振興係長 説明が不足して、申しわけございません。

森林の所有を市が得るのではなくて、森林の経営管理権を本人の同意をいただいて市が管理する権利を同意をいただくと。それをもって、この環境譲与税を充てて森林を整備していくということになります。

ですから、土地の所有権が移動するということではございません。

○西村委員長 副委員長。

○山崎委員 そうしますと、数年前に広島県が大変な損失を出した、いわゆる分収造林制度のような発想になってくるのかと思うんですが。要するに、植林してある山を管理する権利を大竹市が取得して管理をすると。その上で、伐採時期が来れば切って収益を上げるということなんだらうと思うんですが、そこをどうでしょうか、そんな事業をこれから大竹市でやるの。私は県の二の舞になるような気がするんですけど、そこを詳しく説明してく

ださい。私の理解が悪くて申しわけないんだけど。よろしくお願いします。

○西村委員長 前田係長。

○前田産業振興課主幹兼農林水産振興係長 今、申し上げた部分については、森林経営ができるような森林については、所有者が森林組合などに、今度は施業をお願いするというような形で行っていきます。

市が管理する場合は、もう施業ができない、売ることすらできないようなところを針葉樹ではなく広葉樹等を整備して、通常の山に戻していくという管理をしていくということでございます。

以上です。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第4、議案第16号大竹市監査委員条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、本件に対する質疑を求めます。

小中委員。

○小中委員 この条例の改正の提案理由のところに、地方自治法の一部改正に伴い、令和2年4月1日から監査委員は、みずから定める監査基準に従って監査等を実施することとなるため、本条例の一部を改正しようとするものである。とありますが、これは参考条文にありますように、この監査基準というのは、これから監査委員の合議により策定すると解釈してよろしいのでしょうか。また、その監査基準というものについて、何らかの方法で策定され次第、周知されるということはあるのでしょうか。

あと、もう1点ですね、出納の検査日が毎月20日から25日までであったのが、検査は、毎月25日に改めとあるんですが、こういうふうに変更した理由はどういうところにあるのでしょうか。

答弁、よろしくお願いします。

○西村委員長 監査委員。

○薬師寺監査委員 全体のプロットといたしますか、大きな流れ、背景を附帯しておく必要が

あると思うんですけどね。

先ほどの例えば損害賠償の話もありましたけども、いろんな住民訴訟が随分たび重なりまして、その内容というか、いろいろ地方制度調査会などで議論を重ねていきまして、公金を支出することにどうも大きなリスク、穴があるんじゃないかと。そうすると、内部統制を強めなきゃいけないよねと。内部統制というか、ガバナンスですね。だから、行政がグリップをきかせるようにしなきゃいかん。そのように強化したのが、どう見るのかというのは、監査委員がきちんと見なさいと。

さっきの御質問にもあったんですが、これまでは都市監査基準とか、いろんなものがあるんですけど、それをテンプレートにして大竹市に置きかえてやっていたんですが、先ほどの内部統制だとか、もっといろいろほかあるんですけども、そういったことをきちんとやるためには、監査委員がみずから監査基準をつくりなさいというのが、実はこの第3条が、この改正条例の肝なんです。

そういうことで、監査基準を改定というか、作り直すためには、これまだ今から決めていきますが、これをつくるためには、裏打ちとなる法令をいじらなきゃいけないということで出てきたのが、この監査条例の改正なんです。

先ほど、御質問ありましたように、例えば20日から25日と最初書いてあったのに、どうして25日という日にしたのかというのは、これは実態に合わせるということです。今まで、20日から25日だけでも、実態は25日前後で。例えば前後が休日になると24日にしたり、そういうことで動かしていた事実がありますので、これはもう25日ということで決めて、その前後に休日があれば、そこで変えましょうという。だから実態に合わせたということですね。

繰り返しになりますが、この監査条例の改正の肝は、第3条の監査基準を設けるということです。あとは実態に合わせたとか、文言をいじったという、そういうことになりますので、その辺、理解していただければよろしいかと思います。

以上です。

○西村委員長 どうぞ。

○敷田監査事務局長 監査事務局長の敷田でございます。

まず1点目のこの監査基準における合議の状況について御説明させていただきますが、このたびの流れで見ますと、本条例が議会のほうで議決をいただいた後に、まさに今、監査委員によりまして監査基準の内容について議論をしているところでございますが、条例の議決をいただいた後に、3月末を目途に、監査委員の合議によって監査基準の決定をするように予定しております。

そして、2点目の周知につきましては、この決定によりまして、監査の客観性や信頼性の確保の観点から、それらを議会や市長等に対して、その決定の通知を行いますけれども、先ほどの観点から監査基準の公表についても直ちに行うように予定しております。

以上です。

○西村委員長 よろしいです。

他に質疑はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 こういった条例改正については、以前は新旧対比表というのが議案の中に入れてあったんですが、今回、入れてないもので。私、これ、文書つくるのに大変苦労しました。時間をかけて大竹市の条例と、この提案の条文を使い合わせながらやっていったんですが、まず、第3条のほう、法第198条の3第1項に規定する監査基準についてという、この監査基準について、教えてください。

それから、4条から8条まで、どういう文章になるのかを読み上げてもらえませんか。私が訂正した部分と違っておるか、合うとるかを確認したいので。こういう作業がないように新旧対比表を出してもらえると非常に助かります。

○西村委員長 敷田局長。

○敷田監査事務局長 申しわけございません。

まず、監査基準につきましては、監査委員条例のほうで監査委員に関して職務上必要な事項、骨格的な事項を定めることとし、監査基準におきましては、自治法に規定にあるとおり、監査委員がこれによって従うということでございますので、具体監査を行う場合の遵守すべき基本原則、具体的な手順なり、そうした事項を監査基準のほうに定めているところでございます。監査等の実施の具体的な手順内容について定めております。

あと、新旧対比表のほうは、今回、申しわけございません、条例のほうは公にオープンとなっておりますので、こちらのほうでおつけしておりますませんでした。申しわけございません。

○西村委員長 中村総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 条例の新旧対比表というものは、今まで出したことはなかったんですが、議会として、そういう要望ということがあれば、それも資料として、検討はしたいと考えております。ただ、場合によっては膨大な資料になる可能性もあります。

以上です。

○西村委員長 敷田局長。

○敷田監査事務局長 先ほどの答弁に補足をさせていただきます。

監査基準に従うということによりまして、このたびの基準の内容につきまして、自治法改正の中でガバナンスの強化ということでかかわることで、監査制度の充実・強化として挙げられた項目を新たに基準としてつけ加えております。

1点目は、監査委員の勧告制度。必要な措置について、意見について勧告することができるという条文が1つ新たに加わることが考えられております。

それから、監査委員の合議の特例といいまして、基本的には監査委員の合議によって意見を述べるという形になりますが、意見が不調になった場合とかには、それでも、その議論の過程なり、最終的なそうした透明性を確保するためにおいても、不一致であってもその辺の意見を提出するといったところが2点目としてございます。

3点目としまして、意見の公表として、公表できるとこれまでであったんですけども、今後は公表しなければならないといったところで、義務化ということになっております。

主については、そうした内容を盛り込んだ監査基準として、今、議論をしているところでございます。

以上です。

○山崎委員 条例紹介をお願いしたんですけど。

○西村委員長 杉山係長。

○杉山総務課課長補佐兼総務係長 改正後の条例を読ませていただきます。

まず、第4条です。監査委員は、監査を行うときは、あらかじめ監査の期日と事項を市長及び関係のある教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会（以下、委員会という。）並びに指定金融機関及び市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他財政的援助を与えている団体等（以下、財政援助団体等という。）に通知しなければならない。ただし、法第199条第5項に規定する監査についてはこの限りではない。

続きまして、第5条です。監査委員は、監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から、遅滞なく監査に着手しなければならない。

続きまして、第6条です。法第235条の2第1項の規定による検査は、毎月25日に行う。ただし、その期日が休日又は職員の勤務を要しない日に当たるとき、その他やむを得ない理由により検査を行うことができないときは、その期日を変更することができる。

続きまして、第7条です。監査委員は、必要があると認めるときは、市長、関係のある委員会及び財政援助団体等に対し、職務執行上必要な説明、報告若しくは調書の提出を求めることができる。

最後、第8条です。監査委員が行う監査結果の公表及び公告の方法は、大竹市公告式条例（昭和29年条例第1号）に定める公示の例その他適切な方法による。

以上です。

○西村委員長 副委員長。

○山崎委員 今の紹介、ありがとうございました。長々と伺いましたが、私、自信がなかったもので伺いました。

それで、改正前の第4条第3号、市議会の要求による監査、あるいは、同5号にあります住民による職員の違法又は不当行為の制限禁止を求める監査といった部分が、これは住民にとって非常に大事なところだと思うんですが、これについては、監査委員の判断で、こういった行為がなされたら監査をしますよという考え方でいいんでしょうか。そこを教えてください。

○西村委員長 敷田局長。

○敷田監査事務局長 まず、2つの監査についてのお尋ねがあったと思います。

市議会からの請求に基づく監査につきましては、これについては法律に規定されておりますので、これについては請求がありましたら、速やかに監査に着手するということになるかと思えますし、住民監査請求につきましても、これも地方自治法に規定された制度でございますので、監査請求は形式的な事前の審査は当然ございますけども、法律の定めに従った監査を実施することになるかと考えます。

以上です。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、日程第5、議案第18号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について及び日程第6、議案第20号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての2件は関連がございますので、一括審査としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なし。

それでは、そのように決定させていただき、本2件を一括審査といたします。

それでは、本2件に対する質疑を求めます。

小田上委員。

○小田上委員 よろしくお願ひします。

まずは宣誓のほうからなんですけど、これ、今まであったサービスの宣誓というところですかね。2項が追加されるという形になるんだと思うんですが、この別段の定めをすることができるといことで、署名がなくなるわけじゃないと思うんですが、この署名を具体的にどういう方法で考えられているのかというところ。

あと、会計年度任用職員で宣誓されて入られます。一旦やめられて別の部署とかに再度入られた場合、この宣誓が必要かどうか。新しく宣誓しないといけないという人は出てこようと思うんですけど、そのときに要るのかどうか、新しく宣誓する人が要るのかどうかだけお願いします。

そして、今度は費用弁償のほうなんですけど、勤務しないことについて任命権者の承認があったというところが、見ると少ししか書いていないんですね。結婚の休暇、忌引きの休暇などが多分対象拡大されていると思います。どういう休暇等、考えられるかというところ、済みません、教えてください。

○西村委員長 中村課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 まず最初のサービスの宣誓でございますが、今、まさに言われたとおり、2回目必要なのかということで、年度の初めに宣誓は行っていたんですけど、2回目、3回目、重ねて要るのかというところで、要はそれを省略できるような規定にしようということでございます。

それから、市長が許可した場合というのが想定されるものとして、産前産後、それから介護休暇ですね。また、生理休暇、病気休暇、ドナー休暇とか、そういったもの、これが基本的に無給休暇ということになっておりますので、その場合に計算とかが必要になるということでございます。そういったものを想定をしております。

以上です。

○西村委員長 よろしいです。

他に質疑はありませんか。

網谷委員。

○網谷委員 済みません、1点だけ。

今のサービスの宣誓に関する部分ですが、宣誓の場合に書面によるんですか、口頭だけなんでしょうか。そこだけ聞かせていただければ。

○西村委員長 中村課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 これは書面による宣誓ということでございます。

職員の場合は、新入職員入ったときに書面による宣誓をやっていただくんですけど、1人代表の方に読んでいただくんですけど、会計年度任用職員、あらゆる職場にいらっしゃって膨大だということで、そこは書面による宣誓だけにとどめておこうかと考えております。

○西村委員長 網谷委員。

○網谷委員 今、書面にいうことなんですけど、書面ということは、サインか押印かどちらかわかりませんが、するということですよ。わかりました。

○西村委員長 よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、本2件を一括採決いたします。

日程第5、議案第18号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について及び日程第6、議案第20号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認めます。

よって、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第7、議案第19号一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、本件に対する質疑を求めます。質疑はございませんか。

副委員長。

○山崎委員 地域手当の支給割合を増額するということだと思うんですが、それで、この条例施行で平均してどれぐらいの月額になるのか。また、地域手当の支給対象者は何名ぐらいいらっしゃるのか。総額でどれぐらいを予定されているのか。以上、3点をお願いします。

○西村委員長 中村課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 平均してというのが出していないので、即答できないんですが、級の割合に応じての分なので、それぞれ違うものですから、申しわけございません、今、お答えはできません。

人数でございますけれども、今、広島市に4名、廿日市市に2名、ということで、全部で6名でございます。

以上です。

○西村委員長 よろしいです。

中村課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 済みません。広島市は現在10%、それから廿日市市が3%ということでございます。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

児玉委員。

○児玉委員 今の続きになるんですけど、広島市が10%、廿日市市が3%、これが幾らになるんですか。

○西村委員長 中村課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 今の10%のところと3%のところは、金額に変更はございません。新たに20%のところかふえると。具体的に言えば、東京都、こちらが範囲に入るということでございます。

○西村委員長 児玉委員。

○児玉委員 大竹市は不支給地域ですよね。これ、表を見てみますと、山口県も周南市だけある。これは、どういう基準で決められとるんでしょうか。

それと、広島市の4名はわかるんですけど、廿日市の2名というのは、私、勘違いしてるんかもしれないんですけど、廿日市から大竹市に仕事に来とる人、かなりおると思うんですけど、この2名というというのが、どういう対象者になるのか、ここを教えてください。

○西村委員長 中村課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 廿日市市消防本部と宮島ボートレース企業団

に派遣で行っている者がおりますので、その2名でございます。

それから、地域手当の考え方でございますけれども、その支給地域というのは、地域における民間の賃金水準を基礎として、その物価等を考慮して、人事院規則で1級から7級に定めておる。定められた部分が、そのパーセンテージにはなっているんですけども、本市の場合は、それに該当していないと。廿日市と広島市が派遣地域のところが該当しているので、それを適用しているということでございます。

以上でございます。

○西村委員長 よろしいです。

○児玉委員 ありがとうございます。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 このたびの改正を素直に見たら、国の省庁、国家公務員の方との人事交流がより進めやすくなるんじゃないかと受けとめたんですが、そういった理解でよろしいでしょうか。

○西村委員長 中村課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 それで結構でございます。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 積極的にどんどん進めていただきたいと思います。もちろん相手がいらっしゃることですので、いろいろ交渉も必要になってくるとは思うんですけど。大竹市の市役所の行政のレベルが上がることを期待していきたいと思っておりますので、どんどん進めていただきたいと思います。

1つだけ伺いたいんですが、もう既に地方自治体、市町のほうで国との人事交流をやっているところ、たくさんあると思います。場所によっては総務省であったり、経産省、国交省と、それぞれの目的によって交流をしておられるみたいですが、この場で申し上げられなくても結構なんですけど、どこか、この省庁を狙っているとか、既に腹案ありますか。

○西村委員長 中村課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 狙っているといいますか、お話をいただいたというところで、せっかくの機会ですので、それに乗っからせていただくということで、具体的には経済産業省のほうでございます。

以上です。

○西村委員長 よろしいんですね。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第8、議案第27号昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止についてを議題といたします。

それでは、本件に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第9、議案第30号大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、本件に対する質疑を求めます。

網谷委員。

○網谷委員 済みません。お聞きします。

この指定管理者側の阿多田かき殻一時堆積場の指定管理者の阿多田島漁業協同組合について、異議はありません。よろしくお願いします。

ただ、関連すると思いますが、このかき堆積場の建設の時期は10年ぐらい前になるんですかね。それで、同じ大竹市でありながら、小言を言うようで申しわけないですが、玖波地区の利用者もおるわけですよ。それで、玖波地区のほうは全然手つかずということでございまして、この二、三年、何と申しますか、かきの生育も新聞などで報道されておりますと思いますが、かなりの生育不良ということで、かき業者の方も経営的にもかなり苦しんでいるところでございます。

ということで、何か行政の助けと申しますか、そういうのがあれば助かるんだがなという声を時々聞くのでありまして、このたび、このかき殻堆積場の阿多田島のほうの議案で

出ましたので。この議案からそれるかもわかりませんが、阿多田島にあって、玖波地区のほうは協同組合のほうでというのを、その差といいますか、その違いを教えていただければと思います。

○西村委員長 小田課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 阿多田かき殻一時堆積場の関係でございます。

こちらにつきましては、当時は平成21年2月に阿多田島の漁協のほうから、いわゆる、もともとあった漁協さんが設置しておりましたかき殻の堆積場、これが要は故障して使用できない、そういう状況になってきているということで、新しいものをつくりたいというお話がございました。そのもともとあったものが、昭和51年から、平成21年ですから、30年は超えておるような状況でございまして、そういう相談がある中で、市のほうが、当時は国のほうの交付金ですね、いわゆる農林水産省の強い水産業づくり交付金、これが平成21年度までございました。また、内閣府によります臨時交付金というの、これも平成21年度ということで、ちょうどそういう話があったタイミングと、そういう非常に有利な交付金制度がありました。

その中で、内閣府のほうの臨時交付金を受給する場合について、事業者、事業主体がいわゆる地方自治体という条件的なものもございまして、それでそれを有利な、年度限定ということでありましたので、それを活用して、市のほうでそれをつくって、地元の漁協にも幾らかは負担をしていただいているということで、一応、今あるものができ上っております。

ただ、いろんな交付金を使って市のほうでやりますけど、維持管理については、地元の漁協でという話の中で、市がつくった上で指定管理ということで、現在に至ってきておるのが現状でございます。

以上です。

○西村委員長 網谷委員。

○網谷委員 今、課長がせっかく説明くれたんですが、説明の中では、玖波地区との違いというんですか、今のところ、僕は理解できんですがね。

そのようなことで玖波地区のほうも、歴史的には玖波地区のほうが少し古いんですがね。殻捨て場も何十年も前から建設したり、壊したり、建設したりで、常に業者の100%の自腹でやってきたわけでございます。

ということで、今の説明の中で、あんまり違いがないんじゃないかなと僕自身思うんですがね。あんまりくどくど言ってもしょうがないのでね。まあ、これから。違うところと、離島という関係で、その辺のところがあるのかなと僕自身考えておるところでございます。

そのようなことで、阿多田かき殻一時堆積場が100%なら、玖波地区のほうでも80%、90%ぐらいの考えを持っていただければありがたいんですがなということでございます。要望でございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○西村委員長 要望でよろしいですね。

○網谷委員 はい。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第10に入りますが、交代がありますので、ここで暫時休憩をいたします。開催は11時40分から始めさせていただきます。

11時33分 休憩

11時40分 再開

○西村委員長 それでは続きまして、日程第10、議案第32号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件に対する質疑を求めます。質疑はございませんか。

児玉委員。

○児玉委員 旧穂仁原小学校物件移転補償費のことでお尋ねいたします。

令和元年度の補正予算で雑入に843万2,000円、令和2年度の当初予算で雑入に362万円あるんですけど、それで足したら合計が1,205万2,000円ですか。これ、旧穂仁原小学校物件移転補償費が約1,200万円ですけど、この予算の金額の根拠をひとつ教えてもらいたいと思います。

それと、教育費のところ、小学校費の委託料、吊り天井改修設計業務委託料が495万円。次に、中学校費なんですけど、吊り天井改修設計業務委託料440万円あるんですけど、中学校費の吊り天井改修工事は工事請負費が入るとるんですけど、小学校費のほうに工事請負費がないんですけど、今年度は中学校のみで工事完了ということでよろしいですか。

○西村委員長 どうぞ。

○中曽監理課長 監理課、中曽です。

旧穂仁原小学校物件移転補償費の件について、お答えします。

歳入としまして、国道186号線に面した土地とプールの撤去費用ということで補償が出ております。国道186号線に面した土地、穂仁原小学校グラウンドで校舎手前までの部分の土地、757.37平方メートル、この金額につきましては、872万4,898円とプール、立竹木の物件移転料1,205万2,125円、合計2,077万7,023円が補償金として県からお金が入ります。

3月中に広島県と契約をして、7割部分を令和元年度に入り、残り3割部分がプール撤去費となります。

それで、補正予算書の歳入の概算収入のところ、不動産売払収入、ここにマイナス3,111万8,000円というのが計上されていますが、このうちのグラウンド部分で県から入ってくるお金が610万4,000円。71ページの収入、雑入で入ってくるお金がプール等の撤去移転料の7割部分の旧穂仁原小学校物件移転補償費843万2,000円となっております。

以上です。

○西村委員長 はい、どうぞ。

○瀬川総務学事課課長補佐兼教育総務係長 教育委員会総務学事課の瀬川と申します。

つり天井改修事業の御質問に対してお答えいたします。

中学校費と小学校費、それぞれ学校管理費のほうに計上させていただいています。中学校費に関しましては、補正予算を計上させていただきまして、実施設計、それから改修工事まで繰り越しをした上で、1年間で対策工事を完了する予定にしております。

一方、小学校費に関してなんですけども、具体的には小方小学校の小ホールが対象になるんですけども、これに関しましては、単純に天井材を撤去するというのではなくて、空調機器とか、いろいろございますので、この補正予算で計上させていただいているのは、実施設計のみということになっております。

その後、工法を決定いたしましたら、令和3年度に工事費を計上して実施するという予定にしております。

以上です。

○西村委員長 児玉委員。

○児玉委員 わかりました。

小方小学校の小ホールのほうも来年度ということで、しっかり安全に対して確保していただきたいと思います。

それとプールの件なんですけど、入札残とか出たら、どこ行くんですかね。

○西村委員長 中曽監理課長。

○中曽監理課長 普通財産等の管理・処分事業の工事請負費で、一応1,200万円組んではいますけれども、これ全額、令和2年度に繰り越す予定となっておりますので、それ以降で契約になります。入札残は、今のところは何円になるかわかりません。済みません。よろしくをお願いします。

○西村委員長 よろしいですか。

○児玉委員 ありがとうございます。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

小中委員。

○小中委員 第3表の繰越明許費の補正の土木費のところで大竹地区移動等円滑化基本構想策定事業に536万5,000円が計上されていますが、具体的にはどういうことを重点的に取り組むもうとされているのかについて紹介していただければと思います。

○西村委員長 土木課長。

○古賀土木課長 大竹市地区移動等円滑化基本構想策定事業に関してなんですけれども、このたび、大竹駅を都市計画課がJRに委託して改修していくことになっておりますけれども、大竹駅周辺をまずバリアフリーの基本構想というものをつくりまして、その基本構想に基づいて整備をしていただけるようにということで計画しておたものがございます。

本来、本年度中に計画を策定させていただければと思って、目標として取り組んでおたんですけれども。諸般の調整等の事情により、繰り越しをさせていただくということをお願いするものでございます。

以上です。

○西村委員長 よろしいですか。

他に質疑は。

小田上委員。

○小田上委員 71ページと72ページで。小学校、中学校の情報通信ネットワーク環境整備事業債なんですけど、これで繰越明許費の補正もかかっていますので、ネットワーク整備されるということなんだろうと思います。

GIGAスクール構想で、令和2年度までに、全ての小学校・中学校、ネットワーク通信、完備しなさいよというのがあるんですけど、これ、この2年で完全にネットワークができるということで大丈夫ですよ。

あと、来年度の予算書にかかわるんですけど、ここから次ですね、コンピューター購入というところになっていくんだと思うんですけど、このネットワーク、整備されて、職員の研修とかですよ。そういうところ、学校の先生全員が使えるというわけじゃないと思うので、そのあたりはどうされるか教えてください。

○西村委員長 瀬川係長。

○瀬川総務学事課課長補佐兼教育総務係長 小学校費・中学校費での情報通信ネットワーク環境整備工事で予算計上させていただいております。

委員がおっしゃられるように、GIGAスクール構想にのっとった形ということになりますので、新年度のほうにも計上させていただいております端末の整備、これも同じ流れの中でということになります。

今回、補正予算のほうで上げさせていただいているのは、令和2年度までにネットワーク環境を整備をするという、国の方針というか、補助金がそのようになっておりますので、令和2年度、来年度でという方法もあったんですけども、このたび補正予算で計上させていただいて、これも繰り越しをして、実質的には来年度、令和2年度中には全て整備するという予定にしております。

あと、おっしゃられた教職員、主に学校の先生ですね。子供たちの学習の仕方というのが大きく変わっております。確かに、今、現状でいきますと、端末というのは、それほど大竹市では整備されておられませんので、急激な変化というか、数年後には大きく変わると思いますので、そのあたり、ソフト面というか、研修とか、そういうこともGIGAスクール構想の中ではうたわれておまして、今後、このネットワーク整備と端末の整備をするに当たっては、フォローアップ計画というのでも計画するように示されております

ので、その中でしっかりとソフト面も整備していけたらと考えております。

以上です。

○**小田上委員** ありがとうございます。ぜひ、進めていって、国から言われたからやるよりも、もう少し一歩二歩先に行くという方向で進めていただきたいなというのと、今、市庁舎の耐震工事の関係でネットワークの整備もやり直している部分あると思うんですけど、この状況を見ていると、日ごろ、生徒ですよ、学生の日ごろの生活に工事が影響しないかどうか、どれだけ大がかりになるのかなというところ、そこをどのくらい影響があるのか。あるんだったら、どういうふうに対処するのか、教えてください。

○**西村委員長** 瀬川係長。

○**瀬川総務学事課課長補佐兼教育総務係長** 工事に関しましては、さほど大きな工事にはならないのかなと考えております。なるべく影響のないように配慮して行いたいと考えております。

以上です。

○**西村委員長** よろしいですね。

寺岡委員。

○**寺岡委員** 私も情報通信ネットワーク環境整備工事のことについて伺っておきたいんですが、既に学校現場にはPCなりタブレットなり、幾つか配置されているはずですが、子供たちが実際に使って、現在、破損しているというケースがどれくらいあるのかを伺っておきたいと思います。

今回、国の補助金のほうで、これが整備されていくとして、補償とか壊れたとき、やっぱり市のほうで直していくのかなというところ。

まず、その辺を聞かせてください。

○**西村委員長** 瀬川係長。

○**瀬川総務学事課課長補佐兼教育総務係長** 端末とかパソコンとかも含めてかもしれませんが、パソコン教室のパソコンは、整備してから大分時間も経過しておりますので、ふぐあいというのは、学校のほうからも報告がございます。

タブレット端末は玖波小学校と大竹小学校に入っております。小方小学校に関しても、古くなっているんですけども、端末があります。小方小学校は導入してから年数が経過しているので、なかなか使いにくい状況になっていると聞いておりますが、玖波小学校、大竹小学校に関しては、今のところ、端末が壊れてとか、そういった情報は具体的には入ってきておりません。まだ時間が経過していないからなのかもわかりませんが、今後、出てくる可能性はあるかなと考えております。

今後の破損したときの補償とか、そういったところに関しての御質問がありましたが、そこに関しては、まだ具体的に特に国のほうから示されていない状況ですので、一応、予備機も、クラスの人数、児童生徒の人数分を整備すればいいというのではなくて、補助金の対象にはならないんですけど、予備機を整備しておくことということも言われておりますので、それも踏まえて整備を行っていくということになろうかと思っております。

以上です。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。

実際に現場で子供たちが順番に使って行って、いろいろ想定できないこともあると思いますけども、できる限り考えて、事前に準備をしておいていただけたらと思います。

実際の使い方が、まだ、今の時点では環境整備ということで、先の話にはなるんですけど、イメージとして、要はそれをツールとして使って、子供たちにいろいろ指導していくというところになるんですけども、あくまでツールというところをやっぱり先生方には、当たり前前に研修などで学んでいかれると思うんですが、いろいろな手法、技法にとらわれて、結局本質的なところを、先生によってはなかなか伝え切れていないような、アクティブラーニングのやり方にしても、手法ばかりにこだわって本質的に子供たちに何を学んでもらいたいかということが伝わっていないようなケースも、大竹市に限らず、ちらほらあると聞いています。

そういったところも、ICT使うということが、現場にとって、先生方がそのあたりをどう使い分けていくのかということころは、このGIGAスクール構想、このあたりでしっかり研修は過程の中に入っていますかね。それだけ伺っておきたいですが。

○西村委員長 瀬川係長。

○瀬川総務学事課課長補佐兼教育総務係長 このGIGAスクール構想が、今年の12月政府のほうから補正予算の計上とあわせるような形で発表されております。そこから、1人1台とかですね、高速大容量の通信ネットワークの整備ということが現実的になって、期限もある程度示されて、現場で整備するという形になっております。ですから、その趣旨が地方財政措置で5カ年計画で、3分の1、3クラスに1クラス分はというのは、以前から文部科学省も示していたんですが、現状としてなかなか進んでいない自治体が多いということで、こういう大きな補助金等を使って整備を進めていこうとなっていますので、どちらかというとハード整備のほうに主眼を置かれたような形になっているように思います。

しかしながら、先ほども少し申し上げましたが、計画をしっかりと立てて行いなさいということがありますので、その中にソフト面というか、教職員の研修であるとか、あと、支援員の設置とか、そういった人的なことも計画に入れてやりなさいとなっておりますので、このあたりを踏まえて、今後、しっかりと研修も踏まえて、計画を立てていこうと考えているところです。

以上です。

○西村委員長 はい、どうぞ。真鍋総務学事課長。

○真鍋総務学事課長 研修ということなんですけれども、本当は子供たちにこんな力をつけたいから、こういった学習内容を、ICTを手段として使って身につけたいということが本来なんだろうけれども、このたびは本当にハードのほうをそろえるというところが前面に出されております。ですから、どうしても方法ありきにならないように、そういった研修が必要かなと思っています。

実際に日常的に手元にキーボード式のタブレット端末が置かれて、日常的にどう使うかという順序というか、手段のほうが先にきてしまうところもどうしてもあると思うんです

けれども、そのあたりは使い方というのを研修をする必要があるかとは思っています。

ただ、基本的には本当に情報活用能力、いわゆる情報技術も含めて、文字入力とか、ファイルの保存とか、インターネット情報の閲覧とか、送受信とか、文書の編集とか、そういったことを身につけて活用しながら、パワーポイントで全体の学習のまとめをするとか、新聞づくりをまとめてするとか、そういったように習得と活用の双方向だと思うんですけども、きちっとそういった何のためにどういった内容でICTを手段として使うかというところは、このあたりはできる限りぶれないように、先生方に研修をさせていきたいなと思っています。

以上です。

○西村委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 今の課長のお話で大分わかってきました。

現場としては、やっぱりそのあたりも危機感を持っておられると、教育委員会としてですね、それが伝わってきました。

ICTもいいんですけども、そういったバーチャルのものより、やっぱり実際の自然体験活動であるとか、リアルなものとのバランスというのを、すごく子供たちの育成にとっては大事なことだと思いますし、将来の子供たちにとって、この政策がありがた迷惑にならないように、しっかり教育委員会のほうは現場に指導といいますか、情報提供してあげてもらいたいと思います。

以上です。終わります。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

議事の都合により暫時休憩をいたします。再開は午後1時10分から行います。

12時02分 休憩

13時08分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 今、審議をしている補正予算の中で、民生費にしても、衛生費にしても、教育費にしても、今は最大の緊急事態とされている新型コロナウイルス肺炎の感染予防、それから感染者への対応策等についての予算措置が見当たらんのですが、これは費目の流用等で対応できるということになるんですか。

また、国からの財政支援等を含めた措置は具体的には各市町村のほうに連絡その他あったんでしょうか。そここのところを聞かせてください。

特に学校が一斉休校になれば、共稼ぎの御家庭では学童保育等にやっぱりお世話してもらおうということになるかと思うんですが、そういうことになると、教職員の労働時間の問題なり、受け入れる学童保育所の体制整備なり、いろいろ財源措置を伴うものが出てくるんじゃないかと思っておるんですが、その辺のことについて、説明をお願いします。

○西村委員長 副市長。

○太田副市長 現在のところ、国からの財政支援等のお話は、まだございません。国のほう

で、先ほど言われました夫婦共稼ぎの場合のところの給与への補填等の考え方が、今、ようやくまとまった時点のようでございます。まだ、地方公共団体、市のほうには、そういうお話はございません。

もし、市のほうで緊急に新型コロナウイルス感染症対策で予算が必要となれば、予備費等の款も含め、全ての予算をそちらのほうにつき込む覚悟でございますが、実質のところは、国からのその辺の要請もない状況でございます。

以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 そういう民生費とか衛生費とか教育費に関連して、国民健康保険とか介護保険のほうでも、国のほうでは、これは感染したかなという疑いがある場合には、それぞれの保険に加入されとる人が診察を受けたりするという場合には、保険適用するという事になれば、国民健康保険についても介護保険についても、それなりの費用が必要となるんじゃないかと思うんですが、国のほうはそういったことについては、今のところ、全く市町村に対する財政支援というのは、具体化しないんですか。

○西村委員長 副市長。

○太田副市長 保険適用が正式に決まれば、また、そういう話になってくると思いますが、今のところ、まだ国のほうからそういうお話はございません。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 それで、市のほうとしては、どんな事態に対しても、財政措置があろうがなかろうが、市民の皆さんに安心してもらえるような対応はするという事でよろしいですか。

○西村委員長 副市長。

○太田副市長 市民に絶対の安心・安全の気持ちになっていただけるというところまでは確約はできませんが、行政としてできる範囲で精いっぱいやらせていただく覚悟でございます。

以上です。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

網谷委員。

○網谷委員 済みません。1点だけお願いします。

補正予算の繰越明許費のほうで、プレミアム付商品券事業ですね。これが2,032万7,000円繰り越しになっとるんですね。これは、商品券が使えるのは今月いっぱいですかね。これで使った分を商店の方が請求して、今から来るということで、その対応のためということでもよろしいんですかね。

○西村委員長 小田課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 今回の商品券でございますが、使用期限というのが令和2年3月31日という形になっております。

この使用された商品券につきましては、当然、お店のほうで、それが手元にある形になりますので、それから要は3月分につきましては、4月に入って換金という形の業務が発生してまいろうかと思っております。その辺の事務の関係が4月以降にずれ込みますので、その

部分につきまして、繰り越しという形で予算措置のほうをさせていただいておるところでございます。

以上です。

○西村委員長 網谷委員。

○網谷委員 これに関連するんですが、プレミアム付商品券ですよ。当初昨年10月だったんですけど。余り評判がよくなかったということをよく報道とかで聞くんですがね。これは、予定としていた件数に対してどれくらいの割合で申し込みがあったのか。ざっくりでいいんですが、わかれば教えてください。

○西村委員長 どうぞ。

○佐伯地域介護課長 地域介護課長の佐伯です。

低所得者の方に対する商品券の交付の割合でございますが、当初、予定ということとはなかったんですが、実態として、1ヶ月前の数字でございますが、対象者全体の37%程度といたるところでございます。

以上です。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

副委員長。

○山崎委員 マイナンバーカード発行事務負担金ということで、約300万円余りあります。消費税の増税に伴って、マイナポイントとかいうような形で積極的にこのマイナンバーカードを普及しようという政府の方針のもとに、国家公務員については、各省庁が集約して、どれくらいの発行部数になっているか。そういったところの把握、集約も付加させるというようなことで、新聞報道がされました。それで、本市の状況、職員への取り組みとか、実際にどの程度普及してらっしゃるのか。あるいは、市全体としてどうなのか、また、市の職員さんとして、そういう取りまとめをしていらっしゃるのかどうか。そこを教えてください。

○西村委員長 戸籍住民係長。

○佐伯市民税務課主幹兼戸籍住民係長 私から申し上げますのは、市全体のカードの交付数ということになります。最新の数字で申し上げますと、2月23日時点で大竹市のほうで交付されている数につきましては、3,935件。2月1日時点の人口が2万6,782名ということになりますので、割合でいえば、今、約14.7%ぐらい市全体では交付をしているということになります。

以上です。

○西村委員長 中村総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 職員への働きかけなんです。健康保険証はマイナンバーカードを使って健康保険証の役割を果たすということで、職員のほうではマイナンバーカードの取得のほうを申請するよという働きかけをしておるところでございます。

以上です。

○西村委員長 山崎委員。

○山崎委員 職員の比率、どの程度取得していらっしゃるかということについては、まだ把握していらっしゃるということでしょうか。

[発言する者あり]

○山崎委員 それじゃあ、結構です。

○西村委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは続きまして、日程第11、令和元年陳情第1号大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光（ソーラーパネル）発電所建設計画反対に関する陳情を議題といたします。

説明員の交代があればお願いいたします。

[説明員交代]

○西村委員長 それでは、本件は昨年9月定例会からの継続審査となります。

既に施行部からも御意見・情報提供等をいただいておりますが、新たにつけ加えることがあればお願いしたいと思います。

小田課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 それでは、私のほうから、本日配付させていただいております資料につきまして、説明をさせていただきます。

本日配付させていただいております資料につきましては、林地開発許可申請についての通知文、表書きとございますか、表題、これが1部。それと、あとは広島県知事からの林地開発申請に伴います許可書で、これが両面刷りで2枚で4ページとなっております。

それでは、こちらの資料につきまして、説明をさせていただきます。

平成31年4月16日付で申請のありました太陽光発電施設の建設計画を目的としました栗谷町谷和地区におけます林地開発許可申請につきましては、別紙の写しのとおり許可されましたとする通知の第1報という形で、令和2年3月3日に本市のほうに、まずメールでその情報が届きました。

これまで、この林地開発許可申請書に関する県からの意見照会というのが、これまでも一応この場でいろんなお話をさせていただいておりますが、2回ありまして、本市では9

月5日と11月13日に県に意見を回答させていただきまして、その都度、また本市の意見に対しまして、申請者から回答があり、その回答内容について、県から本市のほうへ通知がなされたところでございます。

こうした中、今回の通知文の中にも一部記載があるんですが、なお書きという形ではございますが、事業者に対し、大竹市からの意見について、誠実に履行するよう通知してまいりますという形で記載がされておるという状況でございます。

続きまして、この林地開発許可書につきましての説明のほうに入りたいと思います。

今回の栗谷町谷和地区におけます林地開発許可申請につきましては、令和2年2月28日付で許可となっております。開発行為の目的は、太陽光発電施設の建設ということで、その森林の土地面積は35.6098ヘクタール。開発行為の工期として、令和2年2月28日から令和4年2月27日までということで許可されております。

次のページにもあるんですけど、許可の条件というのが付されております。ここの許可の条件としましては、全部で14項目が挙げられております。一番最初の上のほうに書いてありますように、以下の条件に従って開発行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがあるということも条件として記載をされております。

一応、14項目あるんですけど、主な内容の分だけ、あえて説明をさせていただきます。

基本的には開発行為は申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。そのとおりにやってくださいねと。それと、開発行為の施行状況に関する調査を県の職員が行う場合は、これを拒否しないこと。あとは、えん堤・沈砂池などの防災施設の設置を先行してくださいということ。切土、盛土等については、強雨時あるいは台風襲来時には行わないこと。また、強雨時または台風襲来時には、施工途中の切土・盛土が流出あるいは崩壊しないように防止措置を講じること。あとは、別紙の宅地開発に伴う河川濁水防止指導要領の第4から第6の規定に準じて、河川濁水防止対策を講じること。その他、他の法令等の規定に基づき許可などを必要とする場合は、その許可などを受けること。一番最後になりますが、開発行為の途中において、災害等が発生するおそれがある場合は、許可条件の変更または追加をすることがある。

という形で全部で14項目の条件を付しまして、令和2年2月28日付で、今回の林地開発申請については、許可がおりたということの情報が市のほうにありましたので、きょう、この場をかりまして、委員の皆さんのほうに林地開発許可申請に関する県からの通知文書について、説明をさせていただきました。

以上です。

○西村委員長 それでは、委員の皆様におかれましては、執行部に今御説明いただきましたことについて、質疑がありましたらお願いいたします。

山本委員。

○山本委員 今、説明があった中で、大竹市の入山市長に対しては、広島県西部農林水産事務所長からの通知ですね、この表題は。それで、業者ですね、日本美しい国環境発電合同会社に対しては、広島県知事湯崎英彦の名で印鑑を押して、知事が業者に対する回答をしている。

私が疑問に思うのは、大竹市は市長を初め、担当職員の皆さんも地元の陳情の一つ一つの項目を踏まえて、県の本庁のよ、西部農林水産事務所じゃありませんよ、本庁の森林保全課のほうに問い合わせをしたり、対応策について回答を求めたりしたことも2度やっておりますよね。その文書も我々ももらって、谷和地区の皆さんの陳情審査に当たったの貴重な文書として参考にさせてもらったり、勉強もしているところなんですけど、何で入山市長に対しては、出張所の所長名ですよ、失礼じゃないですか。そんな扱いをするところに、本庁の森林保全課の対応が私は問題だと思うんですよ。しかも、市が心配されて、また地元の皆さんの懸念される将来にわたる諸問題について、2度にわたって詳細に具体的に問題点なり対応策を求めて文書でのやりとりをされている。これは、西部農林水産事務所がやってんじゃないでしょう。ここに問題があると思うんですよ。

それで、ここに書いてある中身の中に、認可をされた事業について、業者がどのような作業をやっておるか。計画どおりやっておるかについて、県の職員が現地調査をするということになっておるんじやが、高祖谷にしても、嵐谷にしても、この実態は何ですか。

それで、県にそういう実態を私も訴えましたよ。誰が責任とるんかいうことを言ったら、それは許可した市町村だ。だから、後始末については、市町村の責任でやってもらわなしようがない。県は関与せんのじやと。こういう回答ですよ。

しかもここに書かれておるのは、宅地開発の基準なり要項に従ってやるという。広島県内で35ヘクタールを超える広大な面積を、しかもああいいう急峻な山を宅地にした例があるんですか。ありやせんでしょうがね。それなのに宅地の開発要項で、今、やろうとしているメガソーラーのね。事業を認めるなんていうことは考えられんでしょう。だから、もし同規模の宅地開発をやった事例があるなら、私も実際にそこに行って見て、どういう山を切り崩して宅地にしたのか実地を見た上で判断せざるを得ませんよ。宅地開発の基準や要項で、あれだけの規模の山をはぎ取って、下流の河川やら、市民が飲み水として日々使っている水が汚染される心配があるんだから。

こんな許可要件で、市のほうはあれですか、よしとされるんですか。

そして、市長がみずからその件に対して2度にわたって地元の皆さんの懸念される諸問題についての意見を提出された。その回答すらも先日の委員会では、大竹市としてはまだ了としていないと。その中には、特別天然記念物のオオサンショウウオの保護の問題もあると。これは文化庁の管轄で、県からどうのこうのという結論をまだ得ていないという、この許可書の中には、オオサンショウウオのこと、一言もあらせんじやないですか。そんな大竹市に対する広島県の対応そのものが、もう既に地元住民、直接生活や将来の不安を抱える地元への誠意ある回答ですか。

その辺のことを踏まえて、大竹市としては、仮にこれが強行されるにせよ、市民の命の飲み水を守る、河川の災害を防ぐ、そういう市民の生命・財産を預かる大竹市として、今後の対応をしっかり踏まえるべきでしょう。

それで、大竹市として一度でも国交省に赴いて、高祖谷の現地を見ることのできるのだから、我々は入ろう思うたら、追っかけ回されて入らせてもらえんのじゃけ、事業がどういうようにやられるということを見るわけにいかんのよ。ところが、あの高祖谷に事業

をやられて、土砂の流出が、この間、総務文教委員会として現場に行きましたよ。大量に土砂が河川に堆積をして、しかも弥栄ダムに流れ込んどるんですよ。当然、国交省としては、弥栄ダムの本流、支流、系流を含めて、管理・保全する義務を持っているんですよ。嵐谷にしたってそうですよ。玖島川にあれだけの土砂が堆積しとつても、国交省も動かない、業者に対してどういう指導をしたということも我々には全然知らされない。

そういう上部機関の対応を一つ一つ経過を見ても、このメガソーラーに対する開発許可の条件緩和がどんどん広がって、とうとう地元住民が一番泣きを見るということになりかねん。そこを一番心配しとるんで、担当者はもちろんですが、市長を含めて地元の皆さんの数項目にわたる不安、将来にわたる懸念、こういうことについて、1つ回答を受けた今段階で、どうお考えになっているか聞かせてもらいたいと思います。

○西村委員長 小田課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 まず最初に市への通知文書というのが、いわゆる県知事ではなしに、西部農林水産事務所長から送られてきておるということに関しまして、その辺から説明できることを説明させていただければと思います。

この林地開発制度におきまして、広島県におきましては、例えば大竹市への意見照会というの、先ほど言いました2回されております。そういう意見照会につきましては、県の中では、過去、農林水産事務所長からという形で意見照会というのを、これまでもしておりまして、それをお答えさせていただいておるという状況でございます。

今回のこの通知、最終的に、今回は、条件を付する形の中で許可ということにはなっておるんですが、こちらにつきましても、最終的に許可そのものは、当然、これは許可権者は広島県知事でございます。ですけど、こちらのほうの許可書につきましては、最終的に申請者あるいは協議者等につきましても最終的にこういうふうな許可がございましたというふうなものについては、申請者に対してもそうなんですけど、基本的には許可は最終的に広島県庁の担当課のほうでするんですけど、許可書を送るといのは、広島県庁の担当課から各農林水産事務所長のほうにその書類が行きまして、農林水産事務所長から広島県知事の許可書をつけて送るとい形のシステムになってございます。たまたま大竹市は西部農林水産事務所長の管轄になっておりますので、西部農林水産事務所長のほうから大竹市に広島県知事からの許可書をつけて通知がされておるとい状況でございます。

それと、あとは先ほどの許可の関係で、嵐谷等で話をする中で、それは要は許可権者である廿日市市が許可したんだからというお話だったかなと私は聞いておるんですけど、例えば嵐谷でいえば、これは廿日市市域です。となりますと、もともと林地開発の許可権というの、法でいきますと県に許可があるんですが、いわゆる権限委譲されている部分。廿日市市は権限委譲を受けておりますので、最終的に例えば嵐谷の関係の部分の許可にする、あるいは不許可にするという許可権者は廿日市市になっておるんで、多分広島県のほうが、市が許可をしたんだからという発言が仮にあったということであれば、その辺を捉えて許可権者である廿日市市がと御発言がなされたのかなと思っております。

大竹市においては、大竹市は権限委譲を受けておりませんので、広島県が許可をするので、当然、例えば今回申請があれば、その中身をいろんな基準に基づいて、広島県が中身

を審査していく。審査した結果が許可か不許可か。許可されれば、今度は許可どおりに工事をしてくださいという形で、書類を、そういう条件を付してやること。ただし、そのとおりにやっているかどうかというのは、広島県のほうは現地に赴いてチェックをしていく。最終的に例えば事業者のほうから、林地開発行為というのが事業者として終わりましたとなれば、許可権者として、許可したとおりに工事が、開発行為がされておるかどうかなどを現地で確認をして、そうかどうかという判断をしていくというのが、この林地開発制度となります。違うことをしておれば、そこおかしいよ、許可しているのと要件が違うじゃないかという形で、許可権者としての対応というのをしていく形になっております。

それと、オオサンショウウオ等の話があったかと思います。今回の許可の条件で14項目の中の、12番目としまして、他の法令等の規定に基づき許可などを必要とする場合は、その許可などを受けることと。ですから、林地開発制度においては、基準においては、いろいろ見ていったら、条件をつけて一応許可するんだけど、他法令で許可が要る場合については、その許可などを受けることということで、ここが言葉としてはオオサンショウウオと出てこないんですけど、そこがここに文言として入ってきているのかなと私どもは思っております。

○西村委員長 以上ですね。

他に質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 いやいや、だから、担当課で手続上こうだろうと思うとか、こういうことでしょうかということじゃなしに、この回答について、地元の皆さん方の陳情項目に沿ってどうなんかと。大竹市長からも2度にわたって懸念される項目について意見をして回答をいただいているが、なおかつこのところが市としては将来的にも心配されるし、地元の皆さんの理解に至っていないということで、この回答をもらった後に。全然あれですか、県との意見交換も、市としての県に対する要望もされてとらんわけ。これで、もう県が承認したんだったらやむを得んだろうということにしてるんですか。

それで、参考までに聞いておいてもらいたいんですが、この間、2月26日に現地調査を総務文教委員会として谷和地区に出向いて、皆さんからの将来にわたる心配ごととなり、参加された皆さん方から、今後もこのメガソーラーについてはやめてほしいんだということをお聞かせもらった後、このやろうとしている業者ですね。ここから2人来られておりました。それで、現地ですね、現地といっても開発するところまでじゃないですよ。地権者の承諾がなければ、ここから入れんのじゃ言うて、我々も足どめされたんじゃけ。それで、昔の通学路とゴルフ場開発をするということの道が分かれるところがあるんですね、分岐点。あそこで、この2人の方が話をされるのに、嵐谷は山の地肌を削らんと、木を伐採したり、岩をどけてね、そこにパネルを張るという事業として実施するんだということで、許可をとったんだと。それを許可要件を反故にして、地肌を削り取ってやってるんだと我々に説明されましたよ。ところが県に、ちょうど出席されたのか、本庁の森林保全課の係長さん、それから西部農林水産事務所長の代理で職員が2人来ておられました。その席で嵐谷のことを、この実態はこうですということを話をしたんです。それは、申請をされて許可を与

えた廿日市市の責任だと。広島県として、関与する余地はありませんと、後始末は廿日市市にやってもらうんだと、こうおっしゃったんですよ。

しかし、同じようになんでしょう、広島県の許可要件は、この開発要項に従ってやりなさいということ廿日市市にも許可書を送付して、廿日市市もそれを受けて業者にやらせたんでしょう。そういう経緯でしょうがね。勝手に業者がやったわけじゃないんだから。

高祖谷もそうでしょう。ところが実態は、今言うように土砂が河川に流れ込む、弥栄ダムに流れ込む、嵐谷も土砂が道路にあふれる、川に洲ができるぐらいね、土砂が堆積をしている。それでも、西部農林水産事務所も責任をとりやせん、広島県も責任をとりやせん、迷惑を受けるのは、下流の大竹の市民の皆さん、農業者の皆さん。そんな行政がありますか。だから、委員会も地元の皆さんも心配をされておるんですよ。

だから、こうでしょう、ああでしょうじゃなしに、しっかり市民の皆さんの生活や財産・命を守るといふ職員の皆さんの気概のある立場に立って、県に対して、ここはどうか、ここはこうかと、みずからが納得もし、また、地元の皆さんの理解を得ようとするなら、得られるような取り組みをぜひやってほしいと思うんですがね。

○西村委員長 山本委員は、今のは要望なんですか。執行部に対する要望。

○山本委員 ここでいう要望に対してコメントがない。担当の責任者なり、市長なり、副市長なり、教えてください。

○西村委員長 小田課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 今のお話の中で聞かせていただきました。

広島県の職員が、その場で嵐谷については、自分たちが込み入った意見を出せないよという意味の発言をされたという、その背景は、基本的には嵐谷については廿日市市域なので、許可権はあくまで廿日市市長ですよ。だから、その許可申請書も廿日市市長宛てに出されて、廿日市市がその内容について審査をして、それが適なのか不適なのかという判断をして、その上で許可であれば許可をします。実際は今度は許可権者として、今度は本当にそのとおりにやられているかどうかというのを現地の確認調査をするというのは、あくまで許可権者である廿日市市がやる部分なので、多分、その発言というのは、県の職員が自分たちがなかなか嵐谷についてはできないというのは、多分、その許可権者が廿日市市だからということであろうかと思えます。

谷和地区につきましては、これは大竹市が権限委譲を受けておりませんので、これはあくまで許可権者は広島県知事、広島県です。だから、今度は、もし谷和地区で、今回条件を14個付した中で、そのとおりに、例えば条件を付した中で、あるいはそれが違うようなことをしとる場合は、今度は許可権者として、広島県の職員、これが現地を確認して行って、指導する、または、おかしいことをしとったら場合によれば命令行為も出るかもしれない。大雨が降ったり、先ほど、条件の中で強雨時または台風襲来時については、工事をまずやめてください。もし、何か起きれば、早急に対応をしてくださいということが書いてあったかと思えますけど、そのような対応を今度は谷和地区については、いわゆる許可権者が広島県ですので、広島県職員がそのような話をしていくということにこれはなりません。

以上です。

○西村委員長 山本委員。

○山本委員 オオサンショウウオのことが条件の中に含まれておるんじゃないだろうかということを言わんとね、特別天然記念物のオオサンショウウオの保護・保全をどうするかということも大事なことでしょう。どうなったんですか。

それでね、西部事務所と本庁の関係なんじゃがね、私の経験からいうと、大竹市の都市計画審議会というのがありますよね。この審議会で大竹港が完成をして、あそこに県が船員さんの憩いの場として、長期に滞在する船もあるし、それから船に荷物を運んだり、運び込んだりする長距離トラックですね、大阪・東京の方面からくる人たちの運転手さんが休養の場として、公園広場を設置するいうて、今、そこへ広場があるでしょう。それが最初出された計画なんです。そのときに大竹市都市計画審議会は議論を重ねて、あれば市に土地を管理させてもらって、市民に開放できる遊園地なり、家族連れで四季折々の楽しみができるような整備をさせてもらいたいということで、当時、西部建設事務所におられた今の広島県議会議員の狭戸尾さん、彼も都市計画審議会の委員だった。そのときにあの人を含めて審議会が議論の末、意見をまとめて、大竹市都市計画審議会としては、こういう意見集約ができましたから、県のほうではぜひ協力してくださいということを上げたんですよ。そうしたら、本庁でダメになった。

西部建設事務所の所長じゃろうが、何じゃろが、大竹市との協調で1つの結論が出たとしても、西部出張所の意向は生かされんということもあるんですよ、今言うような例が。それは当時の大竹市都市計画審議会の議事録があるはずですから。私がここで間違っただけを言っておるかどうか検証してもらええんですが。

そういうことも私も経験しちよるから言うんですよ。所長なんていうのは、2年か3年したら職場変わるわけで、当時の所長が手違いをしちよりましたのうとか、開発要件をこれはこうじゃなかったのに緩めたんじゃないかというようなことで、行政の上下で責任のなすり合いをやると。国のあれを見てもそうでしょう。森友問題にしても、加計問題にしても。既に退職しておるんだから、どうしようもありませんとか。担当が変わったから答弁できませんとかいうようなことを言うてよ、国会でも。いまだにもやもやしたままでしょう。

それが、国・県・市の間での機関同士の問題でもあるし、同じ機関の中でも出張所と本庁と大きな違いあるいうことを、私は身にしみて経験しとるから言いよる。

担当の職員は一生懸命汗をかいとってんでしょし、また、指示をされる市長のほうも、地元の皆さんの心配については、できるだけ理解が得られるように、将来悔いを残さないような対応を市としてやりたいという思いでおられると思うので。

私もう、これ3回目です。最後に市長のひとつコメントもraitたい。

○西村委員長 市長。

○入山市長 住民の皆様方が、自分の山を大切にされるお気持ちが痛いほどわかるわけがございます。ただ、資本主義のこの世の中、土地の所有者、開発者、それぞれが自分の権利で物事を進めるときに、その調整する役割を行政から、どれだけ国家権力、公権力を発揮

できるかという、その難しさに直面しながら悩んでいるようなところでございます。

ただ、この許可権者が県であるということ。そのことが、我々が手が届かない部分であるということは、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

嵐谷は許可権者が廿日市市であるということで、今、廿日市市が計画どおりになっていないということで是正勧告をし、ちゃんとしたものになるようなことの変更手続等について、今、指導をしている状況にあるとお伺いをしているところでございます。

以上でございます。

○西村委員長 柿本生涯学習課長。

○柿本生涯学習課長 オオサンショウウオのお話が出ましたので、教育委員会生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。

オオサンショウウオにつきましては、文化財保護法の手続が必要でございます。具体的に申し上げますと、現状変更許可申請という手続が必要でございます。これにつきましては、開発事業者から、昨年9月13日付で市のほうへ提出がありましたので、9月19日付で県に進達をさせていただきました。このことにつきましては、以前、この総務文教委員会でも報告をさせていただいたところです。

現在の状況でございますけれども、広島県では文化庁に進達するための意見の取りまとめを行っているところでございまして、近いうちに文化庁のほうへ進達できる見込みと広島県のほうからは聞いております

以上です。

○西村委員長 それでは、委員の皆様におかれましては、先ほどから説明がありました執行部への確認等、質疑をお願いしたところ、他にはございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 済みません。鏡文を1ページめくったところにある許可書ですね。ここに、この処分について不服がある場合、この処分があったことを知った日から3カ月以内という条文があるんですが、要するに県知事を相手に訴訟を起こしてもいいですよということだと思っておりますが、これは開発業者だけへのものなのか、それとも住民にも不服があれば、このことについては訴訟に持ち込むことができますよという部分なのか。そこを教えてください。

それから、工期が2年ということになっております。令和2年2月28日から令和4年2月27日までということになっておるんですが、この2年の間に工事が進まなかった場合は、どういうふうになるのかということが、広島県が許可したんじゃけ、わかりにくいかもわかりませんが、教えていただけたらと思うんですが、林地開発に限って工期の2年間に延長できるかどうか。

それから、今の柿本生涯学習課長のお話では、広島県がこれに対して上げとるということで、そのことについての仮にオオサンショウウオのことについて、存在しとるとか、あるいは保護について、今の申請の仕方じゃまずいんだというようなことになったときには、これ取り消しということだってあり得るんでしょうか。そのところを教えてください。広島県に上げた経緯、それから広島県から、これからどういう回答が来ないと、この許可

は生きてこんのだという部分があるじゃないかと思うんですが、その考え方を教えてください。

○西村委員長 柿本生涯学習課長。

○柿本生涯学習課長 先ほど御説明いたしました現状変更許可申請書でございますが、現在、広島県のほうで、まだ意見を取りまとめ中ということで、まだ文化庁のほうには上げていないということで聞いております。

具体的に今後どうなりますかということなんですけれども、先ほど、産業振興課のほうからも説明がありましたように、今回、林地開発の許可につきまして、他方で必要な手続があれば、それを踏まえてということでございます。

基本的には工事の着手というものは、文化財保護法に基づく現状変更の許可を受けた後ということになるんだろうと考えております。

以上です。

○西村委員長 総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 冒頭でもお聞きなされた不服審査については、この日本美しい国環境発電合同会社、この者が不服がある場合ということで捉えていただいたらよろしいかと思えます。

○西村委員長 小田課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 先ほどありました開発行為の工期の関係でございます。

仮に令和4年2月27日までに終わらない場合について、どういう形になるかということでございますが、この辺につきましては、改めて県のほうに確認したいと思えます。例えば何らかの手続が必要な上、どういうふうになるのかというのは、広島県のほうに確認する時間をいただければと思えます。

以上です。

○西村委員長 山崎委員。

○山崎委員 実は、先ほど山本委員さんからも報告がありました2月26日の谷和集会所での総務文教委員会の意見交換等が開催されたときにも、地元の皆さんからかなり叱責の声をいただきまして、その後で現地調査ということで、事業者の担当者の皆さん方と議会で現地を見学させていただいたということでありますが、そのときのやりとりの中で、道路や資材の運び込みはどうするんですかという質問をしたら、谷和口から上がる道路を広げて、そこから運び込みますと。しかも、大型の機械については分解して運ぶんだという説明がありました。これから、道路を広げてね、ぐねぐねした道路ですから、あれを広げて工事をしてということになったら、とても2年じゃ片がつかん。むしろ道路を広げるだけで1年かかる。突貫工事でやってもですね。私はそう思うんですね。ところが業者の人たち、皆そうでした。谷和口から、あの狭い道路を上ってきます。大きい車は通れませんよと言うたら、そりゃあ通れんところは広げて入れるようにするんですという話でした。

そういったことが行政のほうに届いておるのどうなのか。そういった話があったのかどうなのか。それとも業者がでたらめを八方で言うただけのことなのか。そこについてはほど

うなのか、教えてください。私たちは、そういう説明をいただきました。済みません、いや全然聞いていませんという答えがあれば、またそういう方法があると思うんですが。

○西村委員長 古賀土木課長。

○古賀土木課長 道路の関係、土木課のほうからお答えさせていただきます。

まず、こちらの太陽光の計画段階で、土木課のほうにまず協議がありましたのは、昔、ゴルフ場開発のときに道路をつけるという計画のほうを大迫のほうから乗り入れたいということで協議をいただいております。今回、林地開発の申請に至るに当たって、そこら辺、地元のほうとか、いろんな地権者のほうを当たっておるといった情報までいただいております。

さっきの説明いうんですかね、地元に行かれたときとか、よそのほうからも谷和口のほうから道路を上がってきたいということを漏れ聞いておる中で、昨日、業者のほうで許可を受けましたということで、挨拶に来られたので、道路管理者の大竹市の土木課のほうに、いまだ協議がないんですけども、それはどういうことでしょうかということでごうたところですね、これから協議に来させていただきますということをおっしゃられました。

ということで、結論が最後になりますけれども、現段階においては、大竹市の土木課のほうにおいて、谷和口からの道路を広げる、使用するということの具体的な協議はされておられません。これからでございます。

以上です。

○西村委員長 山崎委員。

○山崎委員 そうしますと、業者の思いを語られただけなのか、その場しのぎのことを言われたのか、まだわからんということだろうと思います。

それで、方法としては、どっちにしても高祖谷のほうから上がっていくような道路はともじゃないがつけられるわけではないです。そうすると、今の谷和口から上がるか、大人原から上がっていくか、あるいは、その大人原から行った部分を昔のゴルフ場の道路を使うか。新しく旧道を広げていくかということになるんだろうな。この3つのうちのどれかなんだろうと私は思うんですが、そういった中で、大人原から上がって谷和の旧道を広げていくというのは、とても田地畑があるところを広げるというのは、地域住民の理解がないと大変難しいということで考えると、これも難しいな。そうすると、今のゴルフ場、元の計画道路を真っすぐさせてもらうのが一番いいかと思うんですが、これも地元の反対の皆さんからいわれると難しい。谷和口のほうもさっき言われたようなことで、費用的な面からいうても大変なことだ。八方塞がりのような状況の中で、今回の許可がおりたんだと思うんですね。

非常に行政として無責任な許可のおろし方だと思うんですね。これだけの大きな仕事を許可しておいて、じゃあそこに入っていき道路はどうなんだ。いや、そんなことは知りませんよ。このような許可の仕方というのは、考えられん。何か異常な許可の仕方が今回はずっと進められてきた。普通考えられんようなことをやってきたわけですよ。こういったことの中で、何かいなげな力が働いて、そんたくされよるんじゃないかというのを素朴に感じているんですね、私たちは。

例えば、ゴルフ場がつくりかけた道路を延伸するいうても、これは地元の人の皆さんが反対しとる以上は、なかなか難しいでしょうし、谷和口から上がっていく道も、当然に私有林などが点在しとると思う。この辺は担当課の方は、よく御存じやと、地図見ればわかるわけですから。旧道、町中を広げるいうのも、これはなおさら難しいというのが実態ですよね。

そういった中で、この事業が進められるということなら、2年じゃとても解決できん。5年たっても無理かなという気がするんですが、そういったように考えたときに、結果として、住民の皆さんを混乱させて、住民の皆さんを苦しめて、事業も成就しないというようなことになれば、私は行政として大変な汚点になると思うの。こういったことについて、やっぱりしっかりと地元対策を最初からされなかったことが大きな問題。

先日、現地の説明会のときも、いろいろ話を聞きよった。聞くにたえられんような地元住民への誹謗中傷を業者さんがされとりました。ああ言うたじゃ、こう言うたじゃ、集会所を直しちやろ言うても直して要らんとか、道路つくっちゃろ言うても道路も要らんとか言うたとか。そういった感情的なものを言われよったんで、私はこれはとてもじゃないが感情的なものになって難しいなと感じました。そういったことがずっと積み重なってきとるわけやね。

そういった中で、この問題は将来にずっと禍根を残すんじゃないかと考えます。

ぜひ、担当課も大変でしょうが、ひとつしっかりと業者さんに地元の皆さんと話し合いをしていく、あるいは地元の皆さんの意見をしっかりと取り入れて、事業の中止など検討するという方法を考えられるべきだと私は思いますけども、その辺についてのお考えを聞かせてみてください。

○西村委員長 小田課長。

○小田産業振興課長併任農業委員会事務局長 事業者に対しての大竹市の基本的な姿勢といえますか感覚なんですけど、事業者に対しましては、事業者がこの事業を円滑に実施していきたいという思いがあるのであれば、それはその思いを持って、地域のほうに足を運んで、そのことを十分に伝えて、伝える努力は惜しまないでくださいよと。決して市がこの事業を推進するとかということではなしに、事業者として円滑に実施したいという気持ちがあるのであれば、まず、とにかく現地のほうに、地元へ足を運んで、そこで十分こういうふうなことを思っていますよということを伝えて、それで地元の方がどう思われるかという。それがないと、要は地元へのアプローチというのがなければ、これは事業として円滑に実施ができないと思いますということは常々お話をさせていただいております。

このことについては、事業者のほうに、大竹市は今回の事業の実施者ではないんですけど、その姿勢というか、そういう考え方というのは、誠意を持って地元に行って話をしてくださいということ、それをしないと円滑な実施は難しいですよということは常々言っておりますので、そこには同じ、そういう姿勢で今後とも臨みたいと思っております。

以上です。

○西村委員長 他にも質問がありましたら。

小中委員。

○**小中委員** 2月26日に現地視察に行って2月28日に許可が出ております。全くもってじくじたる思いにたえません。

だから、私は一日も早く採択なり何なり、総務文教委員会、市議会としての態度を表明するといったのはこういうことであって、まさしく遅かりし由良之助じゃないけど、要するに訴えの利益というものが損なわれる段階で陳情を採択しても、という思いはあります。

市のほうにお聞きしたいのは、着工するのが文化庁のほうから文化財保護法の現状変更が認められてからになるにしても、市は確かに許可権はないけれども、開発するに当たって、真っ当にやっているかどうかという監視をすることはできると思うんですが、開発行為の監視についてはどのように思われているかということをお教えいただけますか。

○**西村委員長** 小田課長。

○**小田産業振興課長併任農業委員会事務局長** 基本的には個人の土地の中への立ち入りという形になります。広島県におきましては、あくまで許可権者ということで、繰り返しになりますけど、そのとおりにやっておるかどうかというのは、現地に入った上で調査をしてということができようかと思えます。市としては、基本的にそういう許可権者でもありませんので、勝手に個人の土地の中に足を運んで入っていくということは、基本的にはできないかと思えます。

ただし、いろんな地域の方とか、いろんなお話を聞く中で、今、こういう現象、状況が生じておりますよということは、許可権者の広島県に対して、それをお話しする、伝えるということはどうかと思えます。場合によれば、県が現地のほうに立ち入りをしますよというときに、可能かどうかということはあるんですけど、大竹市のほうも同席をさせていただいて構いませんかというお話はできようかと思えます。

以上です。

○**西村委員長** よろしいですか。

他にございませんか。

小田上委員。

○**小田上委員** 林地開発行為中の監督義務というのは、県にあるというのはよくわかりました。

この林地開発行為許可の条件、14項目付されているんですけど、この条件が付されることが、通常こういう林地開発の計画が上がった時点であることなのかということですね。これ、普通にこういう林地開発の許可をするときは条件がつきますよということなのか、あえてついている条件なのかということ。

あと、この林地開発に関しては広島県が許可権者ですけど、その林地開発が終わった後、災害が起きたときとか、もちろん谷和地区の方に影響があるかもしれませんが、飯谷地区の方にも影響があるかもしれない。いろんなところに影響あるかもしれないとなったときに、市はどういう対応ができるのかということをお教えください。

○**西村委員長** 小田課長。

○**小田産業振興課長併任農業委員会事務局長** この許可条件の関係でございます。

ここまで、この14項目が、林地開発において、こういう条件が全て付されるかどうかと

いう、そこまではわかりません。わからないというか、確認をしておりません。ただし、基本的には開発許可を出すときには、幾つかの条件は付した上で許可をしますよということはお聞きしております。

例えば、一番最初にある開発行為は申請書及び添付図書の内容に従って行うことというのは、これはもう基本中の基本だと思っております。ただ、この全部があらゆるケースでいくかどうかというのは、そこは別ですけど、条件を付されるということは一般的に行われているとお聞きしております。

それと、開発が終わった後ということですけど、これまでも例えば2回の意見照会に対して、そのたびごとに大竹市でも意見を述べさせていただいております。多くの方が心配されておる水源の関係、水質の関係とかいうものについても、これまでも大竹市として広島県のほうに対して意見を述べさせていただいております。その中で、広島県は事業者のほうに大竹市の意見と伝えた中で、例えば工事が完了するまでは、ある案件については、許可権者である広島県及び大竹市のほうに報告してくださいという形になっております。それに対して事業者のほうは、報告しますよと。ただ、完了後、申請書どおり、許可書どおりに工事をして、そのことを現地で広島県が確認をして、そこでは完了しました。そうなれば、一応は林地開発行為、許可行為は、そこで完了という形になるんですけど、それ以降についても、引き続いて水質とか、そういう状況については、大竹市のほうに報告をしてくださいということは、以前の資料でお示し、要はこういう形で意見を述べさせていただいておりますということに対して、事業者のほうからも報告をしますよという回答をいただいております。

この辺については、これから工期が2年かどうかというのもございますが、例えば許可書どおりに工事がされて、完了したとしても、その辺の大竹市と広島県、あるいは事業者からの回答と申しますか、そこに書いておることというのは、まずはそこは当然、大竹市のほうとしましては、誠実にそのことは履行していただけると認識しておりますので、そこがもし実態が違うということであれば、話はさせていただくことになろうかと思っております。

それと、今の時点でまだ見えないこと、わからないことで、将来的に何か起きた場合については、それはまたその状況を確認しながら、大竹市として何ができるか、どういうことができるかということは、その都度、そこでまた検討させていただければと思っております。

以上です。

○西村委員長 よろしいですか。

児玉委員。

○児玉委員 昨日、許可されたと知りまして、いささか驚いておるところでございます。

2月26日、皆さんおっしゃいましたけど、谷和地区住民の皆さんと意見交換会をさせていただきました。住民の皆さんは、やはり自然破壊や災害を心配しておられました。その中で、質問されて回答できなかったことがあるので、質問します。

大竹市に太陽光をあそこに設置した上で、メリットは何なんだと。私たちは、ただ固定

資産税でも入るじゃないinchゅうぐらいで流したんですけど、実際、大竹市にあそこに太陽光発電が完成した後は、何のメリットがあるんでしょうか。

○西村委員長 市民生活部長。

○三原市民生活部長 太陽光発電、市にメリットがあるかどうかという観点ではないです。太陽光発電設備は固定資産税の課税対象になるかどうかということであれば、償却資産となりますので、これは事業用の資産として課税対象となります。

以上です。

○西村委員長 児玉委員。

○児玉委員 地域住民の皆さんが、何がメリットがあって、ここまで反対せんのかというようにもおっしゃっていたので、聞きたかったわけで。

そうはいうても、今、CO₂とかね、いろんな問題がありますので、双方でいろんな考えを持っておられると思いますので、きょうの総務文教委員会の内容をしっかりと踏まえて、判断させていただきたいと思っております。

○西村委員長 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 ないようですので、これにて執行部への確認等を終わりたいと思います。

それでは続いて、本件の取り扱いについて、委員の皆様の意見を求めます。

継続審査等の意見がございましたら、ここで述べていただきたいと思います。継続審査等の意見が出た場合は、先に継続審査等について採決を行います。なお、賛成・反対の討論は、継続審査等の意見がなかった場合、または、継続審査等が否決された場合に行うこととなりますので、よろしく願いをいたします。

改めまして、本件の取り扱いについて、委員の皆様の意見を求めます。

児玉委員。

○児玉委員 陳情が出て、途中で採択された。そういうときは、何というんですかね。途中で陳情がもう、許可がおりたわけですから、今回のような場合にはどういう措置をとるといような事例とかはないんでしょうか。

○西村委員長 私も委員長として初めての経験ですので、事務局のほうで、こういう何か事例があるか、また、なければ何か参考になるものはありますか。

本市の中にもこういうのが過去にあったわけですか。なければ、それに準じるような局長。

○田中議会事務局長 過去のこれに類似するような事例というのは、見当たらなかったのです。今回のケース初めてでもございますし、陳情につきましては、請願と同様の取り扱いということが会議規則でも記載がされております。参考として持ってきているんですけど、地方議会運営辞典というものがございまして、請願の採択、不採択という項目について、その記述を紹介させていただくというのでもよろしいでしょうか。

○西村委員長 はい。

○田中議会事務局長 少し長くなりますので、冒頭から読んでいきます。

請願の採択・不採択。請願に対して議会がその内容を審議して決定して賛否の意思決定

のことをいう。請願の内容について、願意が妥当であり、法令上、行財政上実現性のあるような場合には、議会としてこれに賛同することになるが、その場合の議会の意思決定は、請願を採択する方法によりされることになる。これに対し、請願の内容が当該地方公共団体の事務に無関係のものであったり、当該議会の権限外のものであった場合、さらには、願意に賛成できない、実現可能性がないといったような場合には、その請願は取り上げようがないが、こうした場合の議会の意思決定は請願を不採択にする方法によることになる。

このように請願については、採択・不採択のいずれかに議決するのが原則である。この議決は、請願に対する議会としての賛否の表現であり、請願そのものを議決するものではない。したがって、請願を修正して議決することはあり得ない。

請願の付託を受けた委員会は、審査結果を採択すべきもの、不採択とすべきものに区分して議長に報告しなければならない。この場合、委員会は意見書または審査結果報告書に意見欄を設けて付記する形で、願意の実現の方策や採択・不採択の理由等の意見をつけることができる。市にあっては、意見をつけて報告すべきこととされている。

また、採択すべきものと決定した請願で、その内容に係る事項を所管する執行機関に送付することが適当と認めるもの、並びに、その処理の経過、及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、審査結果報告書にその旨を付記する。

以降が本会議においてはとあって、委員会とは違う記載になっておりますが、以降は割愛させていただいてよろしいでしょうか。

以上でございます。

○西村委員長 委員の皆様には、今、局長が説明されたことを踏まえて、請願の審査中に先に結論が出されたということについて、改めて御意見を求めたいと思います。

小中委員。

○小中委員 私は結論が出すのがどうなるのか、よくわかりませんが、これでまた継続審査となると、住民から出た陳情に対する非常に真摯に向き合う態度だとは思えません。適当かどうかはわかりませんが、私は、法的にどうなのか。法的というか、そういうのがどうなのかはわかりませんが、もう許可が出されたとしても、出された陳情に対してどういう態度をとるかという市議会としての意思を示すことは重要だと考えますので、継続審査には反対します。

○西村委員長 他に委員の方で意見は。

網谷委員。

○網谷委員 今の局長の説明に対しまして、簡単に申しますと、この陳情に対して、県から結果が出たものでございます。ということは、結果が出たということは、陳情に対しましての実現性がなくなったという、こういう言い方がいいのかわかりませんが、そういう意味にとられたので。ということは、不採択になるという、今、局長の説明にあったようなので、そういう解釈でよろしいんですかね。私が感じた解釈です。どうですかね。

○西村委員長 委員が、あなたの気持ちというか、あなたがここで決めたことでやってください。今、それぞれ委員に聞いていますので。

○網谷委員 ということ、今の局長が言われた説明に対しての意味合いのことを、今、聞いていただけてあってね。僕は、そういう、今の感情でそういうわけで言ったわけではないです。そこだけは誤解しないでください。そういうことでございます。

○西村委員長 それでは、他に意見はありませんか。

山崎委員。

○山崎委員 今回の陳情、昨年の9月からずっと今まで引っ張ってきました。私は基本的には議会の対応がまずかったと考えております。もっと早く結論が出せし、地元住民の皆さんが、これまで陳情で何回も議会においでになったというような例もなかったんじゃないかと思うぐらい、たびたび議会に来られたようであります。

そういった意味においても、この際、地元住民の皆さんの意向を陳情採択という形で評価してあげたい。また、議会としては、大竹市議会として、やっぱりそういう地元住民の意見を大切にすること、皆さんと一緒に前に進んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○西村委員長 それでは、採決すべきという声がありますので、討論に入りたいと思えます。討論がありましたら。

児玉委員。

○児玉委員 地元の皆さんの意見はすごくよくわかります。前回、私も採択してあげたらどうなのかということも大分言わせていただいたんですけど、2月28日付で林地開発の許可がおりてしまいました。今、ここで採択して、地元の皆さんに期待を持たせて、まだまだ何か変わるんじゃないかと思われるよりは、もう広島県の林地開発の許可もおりておりますし、今回は不採択ということで、私の意見とさせていただきます。

○西村委員長 他に討論ございませんか。

山本委員。

○山本委員 谷和地区の皆さんの陳情内容について、細かく、先日も現地に赴いて、よく意見なり要望なり聞かせてもらいましたし、この陳情には、今、谷和地区に籍を置かれる皆さん全員が善処されて反対の意思を表明されておるわけで、そういう意思に沿うべきだと。したがって、継続審査ではなくて採択して、残された諸問題について、これから議会として大いに県なり国に対する意見を反映させて、地元の皆さん、また、大きな目でいえば、弥栄ダムの水を飲料水として生活している大竹市民の皆さんの不安払拭のための取り組みをすべきだと思いますので、採択すべきだと。

上が決めたから、しょうがないとか、上が決めたんだから、議会が採択しても意味がないということでは決してありません。大竹市は市民から選ばれた議員で構成する機関であるし、ましてや、この委員会も直接地元の皆さんの陳情のここに示されておる11項目にわたる各項目について、鋭意議論を重ねてきて、広島県が許可をした要件と比べても、いかに広島県が業者任せの許可要件を出しているかということが一目瞭然ですね。そういったことも含めて、私は委員会としては、市民の皆さんの意思に沿うためにも陳情を採択すべきだと思います。

○西村委員長 他に討論はありませんか。

小中委員。

○小中委員 広島県が許可権者でもう決まったから、もう何をやってもしょうがないじゃなくて、大竹市議会が市民のほうを向いているかどうかという問題なので、私は、個人的にまず水の安全という観点からして、大竹市だけの問題じゃなくて、例えば弥栄ダムの水ってというのは、柳井地域水道企業団のほうにも回っているわけで、他市町村にも多くの影響を与えるという観点からしても、私は水の安全とか、安全性の問題については、科学的な見地も必要かもしれませんが、私は、普通、刑事訴訟では、疑わしきは被告人の利益にっていう言葉がありますけど、水の安全とか、そういう問題にしたら、疑わしきはやっぱりちゃんととめないといけないと思います。

私は、この陳情は採択すべきだと考えております。

○西村委員長 他に討論はございませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 どちらの御意見もなるほどなと思うところがあるんですが、私自身としては、このたびは不採択にせざるを得ないのではないかと考えます。

県がこのたびは許可をしたという上に、ここの資料にあるように、森林法の規定により許可をしていると。県も勝手に決めたわけではないことだと思います。今の法律の中で進めていって許可を与えたと。何となく許可を与えたわけではない。そこに大竹市議会が反対の意見を出すのは、実に難しい、的外れなことになってしまうのではないかと判断します。

やむを得ず不採択と。

○西村委員長 他にありませんか。

小田上委員。

○小田上委員 きこのうの夕方、林地開発許可の資料を見てびっくりして、いろいろ思うところはあります。市民の声をどのように届けるかというところで。さっき説明、文章、全部聞き取れなかったのがあれなんですけど、今回、この不採択にするしかないのかなと思うところが、権限外となってしまったとき、そうなんだろうかと、権限外というところ。もともと権限外のところだったのかもしれない。だから思っただけというところもあったのかもしれないんですけど、今度は効力まで疑わしくなってきたと。これを不採択しても、請願の内容そのものを不採択とするわけではなくて、手続的にもう無理になってしまったというところでの不採択なんだろうと思います。なので、不採択にすべきだと思います。

○西村委員長 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 それでは、以上で、討論を終結したいと思います。

これより、本件を起立採決いたします。

本件を採択すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○西村委員長 起立少数と認めます。

よって、本件は不採択とすべきものと決しました。

(2.3.4)

以上で本日の議事日程を全て終了いたしましたので、総務文教委員会を閉会いたします。
長時間御苦勞さまでした。

14時50分 閉会